

小平市第四期地域保健福祉計画
小平市第三期福祉のまちづくり推進計画

平成 30(2018)年度～38(2026)年度

素案

平成 29 (2017) 年 11 月
小 平 市

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	「地域保健福祉計画」と「福祉のまちづくり推進計画」の同時策定	3
2	計画策定の背景	3
3	計画策定の目的	7
4	計画の位置づけ	7
5	計画の期間	9
6	地域福祉計画に盛り込む事項	11
7	計画策定の体制	13
8	地域における支えあいと相談支援の推進	13
第 2 章	市の現状と課題	17
1	小平市の地域福祉を取り巻く現状	19
2	基礎調査結果から見る現状	36
3	第三期地域保健福祉計画及び第二期福祉のまちづくり推進計画における 主な取組内容	46
4	地域福祉・福祉のまちづくりに関する課題	56
第 3 章	第四期地域保健福祉計画	61
1	計画の基本的な考え方	63
2	施策の取組	71
第 4 章	第三期福祉のまちづくり推進計画	91
1	計画の基本的な考え方	93
2	施策の取組	100

第5章 計画の推進体制.....	113
1 計画の推進体制の整備.....	115
2 計画の進行管理.....	116
資料編	117

○「障害者」等の「害」の表記について

小平市では、“心のバリアフリー”等を推進するために、広報誌など市で使う「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記するか、他の言葉で表現しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、本計画でも「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

第1章 計画策定にあたって

第1章

計画策定にあたって

1 「地域保健福祉計画」と「福祉のまちづくり推進計画」の同時策定

(1) 「地域保健福祉計画」と「福祉のまちづくり推進計画」

小平市では、平成20（2008）年度から「小平市第三期地域保健福祉計画」に基づき地域保健福祉を総合的に推進し、また、平成19（2007）年度から「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」に基づき、福祉のまちづくりを推進してきました。

両計画は、対象者が高齢者、障がいのある人、子ども、事業者、市民活動団体等と共通し、また、計画の内容においても、高齢者、障がいのある人、子ども等、分野別の各個別計画に共通する施策を含むことから、市の現状と課題については、両計画に共通する内容としてまとめています。地域福祉と福祉のまちづくりの課題に対しては、それぞれの計画において対応を示しています。

(2) 本書の構成

以上を受けて、本書の構成は以下のとおりとなっています。

「第1章 計画策定にあたって」「第2章 市の現状と課題」「第5章 計画の推進体制」は、地域保健福祉計画と福祉のまちづくり推進計画に共通する内容を記載しています。「第3章 第四期地域保健福祉計画」「第4章 第三期福祉のまちづくり推進計画」は、それぞれの計画について記載しています。

2 計画策定の背景

(1) 地域福祉・福祉のまちづくりに関する主な動向

① 「生活困窮者自立支援法」の施行

平成27（2015）年4月に、「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、福祉事務所設置自治体による必須事業として、①自立相談支援事業、②住居確保給付金の支給、地域の実情に応じて実施する任意事業として、③就労準備支援事業、④一時生活支援事業、⑤家計相談支援事業、⑥学習支援事業が創設されました。

② 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行

平成26年（2014）1月に、障がいのある人の権利を実現するための措置等を規定した「障害者の権利に関する条約」が締結され、また、条約締結に必要な国内法の整備の一環として、平成25（2013）年に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28（2016）年4月に施行されました。

障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、負担になり過ぎない範囲で、障がいのある人が直面する社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められています。

③ 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の策定

平成29（2017）年2月に、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議により、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、共生社会の実現に向けて、世界に誇れるユニバーサルデザインのまちづくりを実現するとともに国民全体を巻き込んだ心のバリアフリーの取組を展開するため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。

その中では、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する施策に障がいのある人による視点を反映させることが望ましいことや、交通バリアフリー基準・ガイドラインの見直し等の取組が打ち出されています。

④ 成年後見制度利用促進基本計画の策定

平成28（2016）年4月に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、国において、平成29（2017）年3月に、「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

同計画は、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図ることを目的としており、国・地方公共団体・関係団体等は、基本計画の工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組むこととされています。

⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進と「社会福祉法」の改正

平成28（2016）年度に、厚生労働省に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、

地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

その一環として、平成29（2017）年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布により、「社会福祉法」が改正され、平成30（2018）年4月から施行されます。

この法改正により、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。そのために、市町村による地域住民と行政等との協働による包括支援体制づくりに務めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されました。

（2）法制度等の主な変遷 ●●●●●●●●

① 国

【 地域福祉 】

年	動き
昭和26（1951）年	「社会福祉事業法」制定
平成12（2000）年	「社会福祉事業法」を改正し、「社会福祉法」に改称 …「地域福祉の推進」を明記、地域福祉計画を位置づけ
平成28（2015）年	「社会福祉法」改正…社会福祉法人制度の改革等
平成29（2017）年	「社会福祉法」改正…地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

【 福祉のまちづくり 】

年	動き
平成6（1994）年	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）制定
平成12（2000）年	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）制定
平成18（2006）年	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）制定…一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を目指して、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合
平成23（2011）年	「障害者基本法」改正
平成26（2014）年	「障害者の権利に関する条約」締結
平成28（2016）年	「障害者差別解消法」施行
平成29（2017）年	「ユニバーサルデザイン2020行動計画」策定 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正

② 東京都

【 地域福祉 】

年	動き
平成 18 年 (2006 年)	「福祉・健康都市 東京ビジョン」策定 …福祉と保健医療の両分野を貫く基本方針で、分野別計画の策定・推進の基本
平成 30 年 (2018 年)	「東京都地域福祉支援計画」策定

【 福祉のまちづくり 】

年	動き
平成 7 (1995) 年	「東京都福祉のまちづくり条例」制定
平成 12 (2000) 年	「東京都福祉のまちづくり条例」改正…条例の対象施設の拡大
平成 15 (2003) 年	「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」(ハートビル条例)制定
平成 18 (2006) 年	「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」(ハートビル条例)を改正し、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」(東京都建築物バリアフリー条例)に改称
平成 21 (2009) 年	「東京都福祉のまちづくり条例」改正…ユニバーサルデザインの理念の明確化等
平成 26 (2014) 年	「東京都福祉のまちづくり推進計画」策定 (平成 26 (2014) 年度～平成 30 (2018) 年度・5年間)

③ 小平市

【 地域福祉 】

年	動き
平成 5 (1993) 年	「小平市地域保健福祉計画」策定 (平成 5 (1993) 年度～平成 14 (2002) 年度・10年間)
平成 15 (2003) 年	「小平市新地域保健福祉計画」策定 (平成 15 (2003) 年度～平成 19 (2007) 年度・5年間)
平成 20 (2008) 年	「小平市第三期地域保健福祉計画」策定 (平成 20 (2008) 年度～平成 29 (2017) 年度・10年間)
平成 30 (2018) 年	「小平市第四期地域保健福祉計画」策定 (平成 30 (2018) 年度～平成 38 (2026) 年度・9年間)

【 福祉のまちづくり 】

年	動き
平成 9 (1997) 年	「小平市福祉のまちづくり条例」制定
平成 12 (2000) 年	「小平市福祉のまちづくり推進計画」策定 (平成 12 (2000 年度)～平成 16 (2004) 年度・5年間)
平成 13 (2001) 年	「小平市福祉のまちづくり条例」改正…条例の対象施設の拡大
平成 19 (2007) 年	「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」策定 (平成 19 (2007) 年度～平成 28 (2016) 年度・10年間)
平成 21 (2009) 年	「小平市福祉のまちづくり条例」改正 …ユニバーサルデザインの理念の明確化等。
平成 28 (2016) 年	「小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定の基本方針」により、「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」の計画期間を、平成 29 (2017) 年度までに延伸
平成 30 (2018) 年	「小平市第三期福祉のまちづくり推進計画」策定 (平成 30 (2018) 年度～平成 38 (2026) 年度・9年間)

3 計画策定の目的

「第三期地域保健福祉計画」（平成20（2008）年度～平成29（2017）年度）及び「第二期福祉のまちづくり推進計画」（平成19（2007）年度～平成29（2017）年度）の計画期間が、平成29（2017）年度に終了することから、少子高齢化の進行等の社会環境の変化や、生活困窮者自立支援法の施行等の国や東京都等の動向を踏まえた、小平市の実情に応じた計画の策定により、平成30（2018）年度以降の小平市の地域保健福祉及び福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

4 計画の位置づけ

（1）「地域保健福祉計画」及び「福祉のまちづくり推進計画」の位置づけ ●●●●●●●●

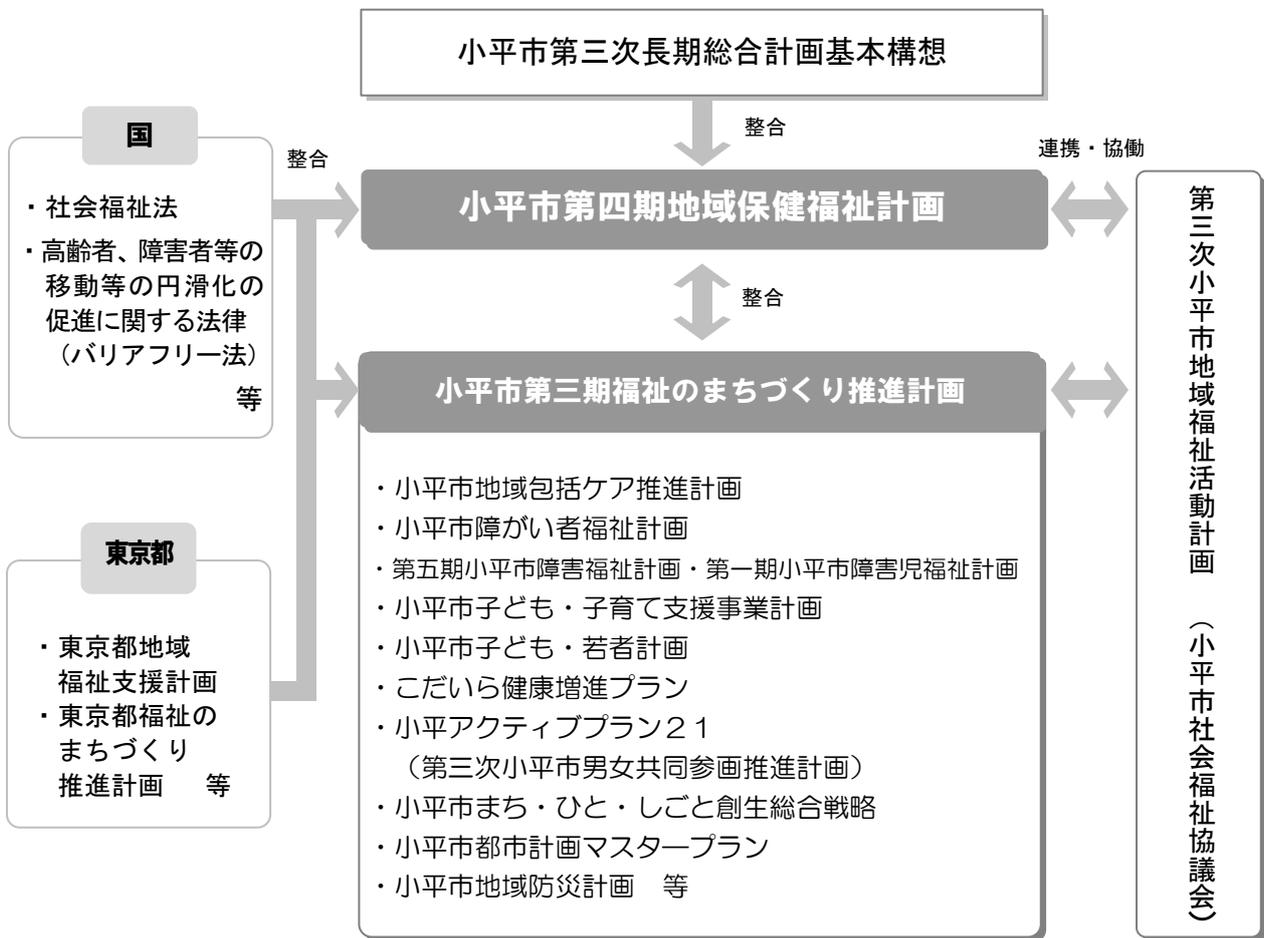
- ・「**地域保健福祉計画**」は、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」に該当する、地域保健福祉を推進するための基本となる計画です。
- ・市のあるべき姿、進むべき目標を定めた「小平市長期総合計画基本構想」の部門別計画として位置づけられます。
- ・高齢者、障がいのある人、子ども等の、保健福祉における分野別計画と整合性を図り、「地域」という分野を横断した視点に基づき、各分野に共通して取り組むべき事項について、総合的に推進します。
- ・小平市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」（現在は、第三次小平市地域福祉活動計画・平成21（2009）年度～平成30（2018）年度・10年間）は、本計画と同様、地域福祉の推進という目的を共有するとともに、社会福祉協議会も含めて事業者や住民等が主体となって具体的に展開する地域福祉活動の方向性を中心にまとめたものです。

「地域保健福祉計画」は、「地域福祉活動計画」と相互に連携・協働を図ります。

- ・「**福祉のまちづくり推進計画**」は、小平市福祉のまちづくり条例第8条に基づく、福祉のまちづくりを進める上で基本となる計画です。
- ・「地域保健福祉計画」と同様、高齢者、障がいのある人、子ども等の分野別計画に共通する施策を備え、各分野別計画と連携しつつ、福祉のまちづくりを推進します。

- ・「地域保健福祉計画」と「福祉のまちづくり推進計画」は、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や、東京都の「地域福祉支援計画」、「福祉のまちづくり推進計画」等との整合性を図っています。
- ・今回、「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」の計画期間を、1年間延伸し、平成29（2017）年度までとし、「地域保健福祉計画」と「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定することにより、地域福祉と福祉のまちづくりを総合的に推進します。

計画の位置づけ



5 計画の期間

- ・本計画の計画期間は、平成30（2018）年度から平成38（2026）年度までの9年間とします。
- ・3年ごとに策定する「地域包括ケア推進計画」、「障害福祉計画」の計画期間の周期と合わせることで、連携・整合を図り、地域福祉及び福祉のまちづくりを総合的に推進します。

計画の期間

計画名	30 (2018) 年度	31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度	34 (2022) 年度	35 (2023) 年度	36 (2024) 年度	37 (2025) 年度	38 (2026) 年度
長期総合計画 基本構想	長期総合計画（第3次） （平成18(2006)年度～）			→					
【地域福祉分野】									
地域保健福祉計画 福祉のまちづくり 推進計画	地域保健福祉計画（第4期） 福祉のまちづくり推進計画（第3期）								
【高齢者福祉分野】									
地域包括ケア 推進計画	地域包括ケア推進計画 （第7期）			地域包括ケア推進計画 （第8期）			地域包括ケア推進計画 （第9期）		
【障がい者福祉分野】									
障がい者福祉計画	障がい者福祉計画（第4期） （平成27(2015)年度～）			→					
障害福祉計画	障害福祉計画 （第5期）			障害福祉計画 （第6期）			障害福祉計画 （第7期）		
【子ども家庭分野】									
子ども・子育て 支援事業計画	子ども・子育て 支援事業計画 （平成27(2015)年度～）		子ども・子育て支援事業計画（第2期）				→		
子ども・若者計画	子ども・若者計画（～平成39(2027)年度）								
【健康分野】									
こだいら健康増進 プラン	こだいら健康増進プラン （平成29(2017)年度～）					→			
【その他】									
地域福祉活動計画	地域福祉 活動計画 （第3次） （平成21 （2009）年度～）			→					

※点線は、未定の部分を示している。

▲
2020年東京オリンピック・
パラリンピック競技大会

▲
団塊の世代が75歳に

6 地域福祉計画に盛り込む事項

(1) 社会福祉法上の規定（社会福祉法第107条） ●●●●●●●●

平成30（2018）年4月に施行される改正後の社会福祉法では、次の項目を一体的に定めることが求められています。

- ア 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- イ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ウ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- エ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- オ 第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

→（社会福祉法第106条の3 第1項）

- 第1号 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 第2号 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 第3号 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(2) 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人）への支援 ●●●

平成19（2007）年8月に、厚生労働省より、「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が通知され、地域における要援護者（現在の「要配慮者」）に係る情報の把握・共有及び支援について、市町村地域福祉計画に盛り込むことになりました。

また、平成25（2013）年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」とし、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人を「避難行動要支援者」として、円滑かつ迅速に避難するための対策をとることが求められています。

(3) 生活困窮者への支援 ●●●●●●●

平成26（2014）年3月に、厚生労働省から、「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が通知され、生活困窮者に係る自立支援等について、市町村地域福祉計画に盛り込むことになりました。

7 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、小平市福祉のまちづくり条例第12条に基づき、事業者、福祉関係団体、公募市民、学識経験者及び関係行政機関の職員から構成される「小平市福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、本計画の内容について検討しました。

また、庁内では、関係する部局の連携を図るため、「小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定調整会議」等により、策定を進めました。

平成28年（2016年）11月から12月にかけて、市民及び地域福祉を支える団体・組織を対象に、「小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための基礎調査」を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。

さらに、本計画素案について「市民懇談会」を開催するとともに、市民意見の募集（パブリックコメント）を実施し、市民意見の反映に努めました。

8 地域における支えあいと相談支援の推進

（1）地域福祉とは ●●●●●●●●

現在、少子高齢化、核家族化、一人暮らし高齢者の増加、地域のつながりの希薄化等により地域社会が変容する中、地域では、いわゆるごみ屋敷等の制度の狭間にある問題や、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）等の複雑化・多様化した課題が生じてきています。

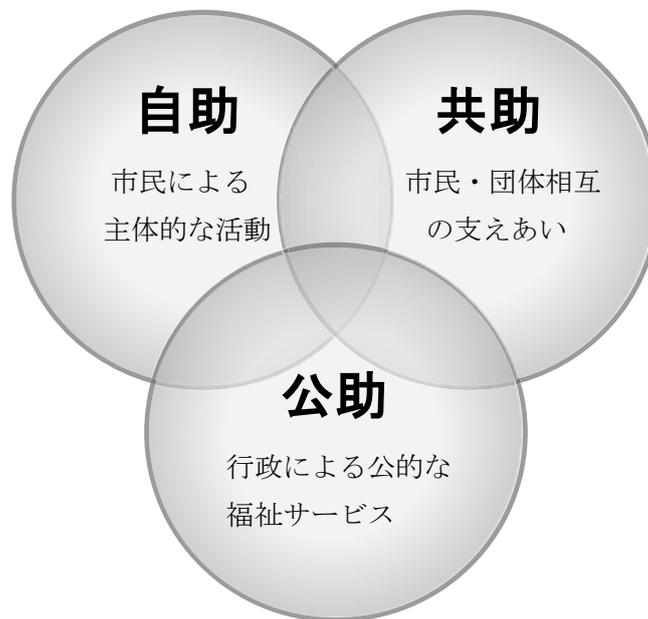
これまで、高齢者、障がいのある人、子ども等の対象者ごとの制度を中心に公的な支援が行われてきましたが、行政による公的な福祉サービスによる支援で、対応や解決ができる課題もあれば、難しい課題もあります。

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がいのある人、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という分野を超えた括りで捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

平成30（2018）年4月に施行される改正社会福祉法第4条第2項に、地域住民や福祉関係者が、地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図ることが規定されたように、市民、事業者・関係機関・団体、行政の各々が役割を果たし、連携した、自助（市民一人ひとりの主体的な活動）・共助（ご近所の助けあいやボランティア活動等の市民・団体相互の支えあい）・公助（行政による公的な福祉サービス）の考えに基づく支えあいが、より一層必要とされています。

小平市では、公的な福祉サービスを充実していくとともに、市民、事業者・関係機関・団体、市相互で協力・協働し、地域全体で福祉を推進します。

自助・共助・公助に基づく支えあい



(2) 包括的な支援体制の構築 ● ● ● ● ● ● ● ●

小平市の高齢者・介護保険制度では、地域の成り立ちや人口の分布状況等から、市内を5つの圏域に区分し、圏域ごとの中核拠点として地域包括支援センターを設置していますが、今後、地域福祉においても、この地域包括支援センターの活動エリアである日常生活圏域により、地域福祉を進めます。

現在、各関係機関による相談窓口や、民生委員児童委員等が、高齢者や支援が必要と思われる人のもとに出向き、見守り等も含めた支援を行っていますが、地域には、相談に行くことができない人や、複数かつ多様な課題や制度の狭間の課題を抱え、どこに相談したらよいか分からない人がいる現状があり、住民に身近な圏域への、気軽に相談することができる窓口の設置が求められています。

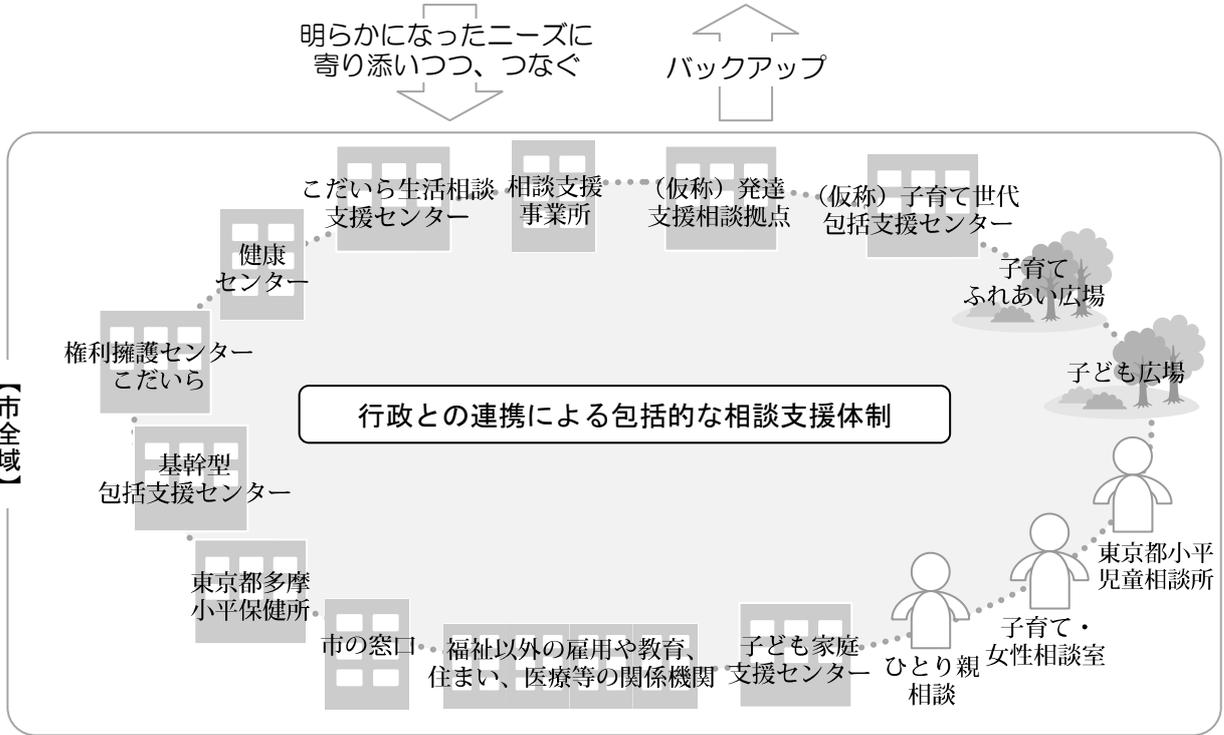
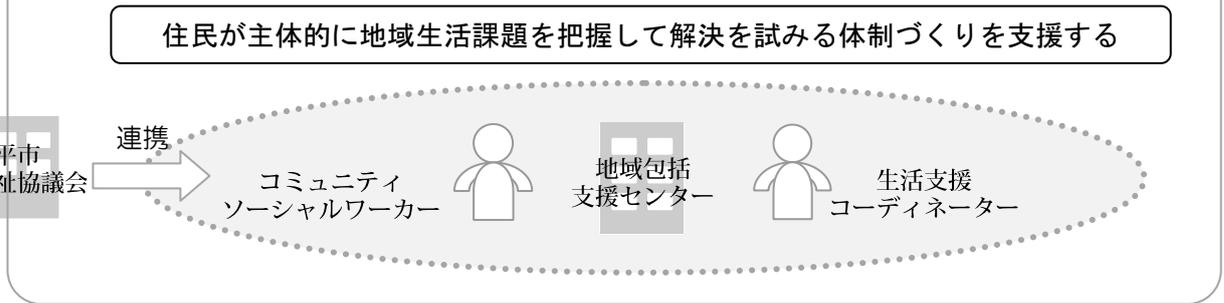
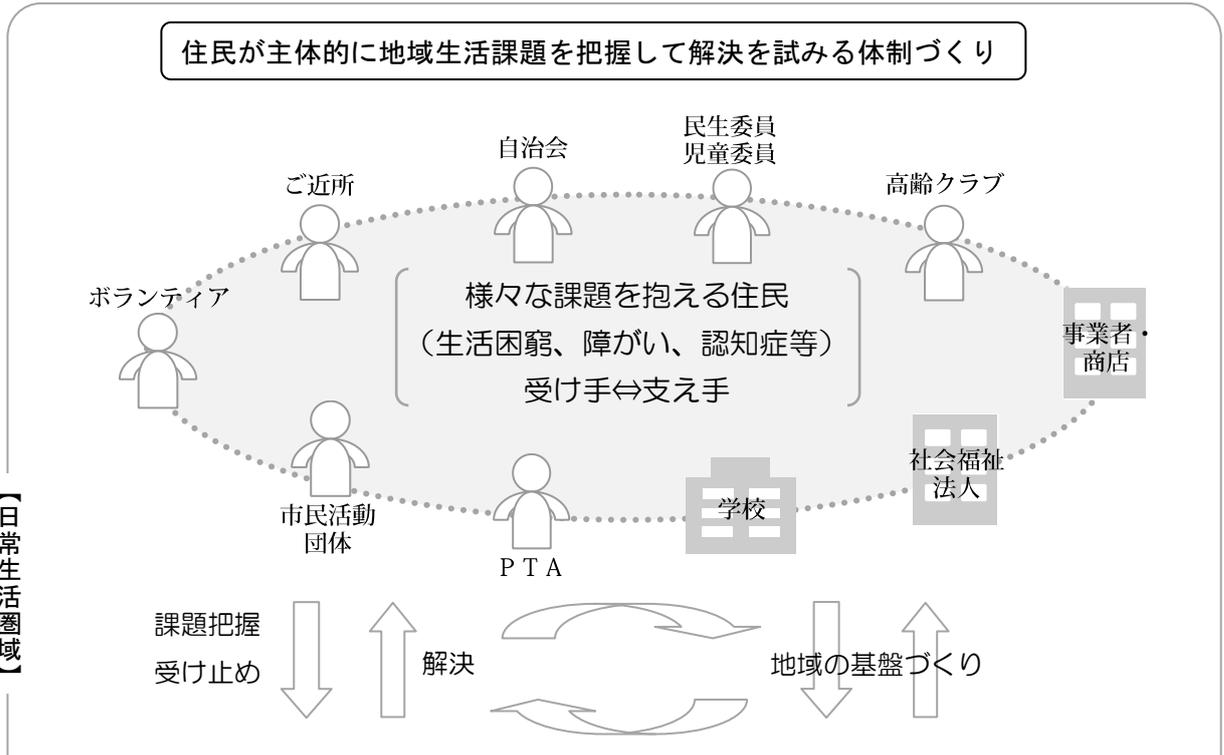
今後、日常生活圏域ごとの中核拠点である地域包括支援センターにおいて、高齢者分野だけでなく、障がいのある人や子ども等の相談対象者の拡大を検討します。

また、住民主体の助けあいによる高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を進める生活支援コーディネーターが地域包括支援センターに配置されていますが、今後は高齢者分野に限らず地域生活課題を住民が主体的に把握し、解決を試みる体制を構築するために、小平市社会福祉協議会と連携し、コミュニティソーシャルワーカーの設置を検討します。

コミュニティソーシャルワーカーは、地域に根ざし、個別的な支援や支えあい活動の仕組みづくり等を行いますが、その専門知識や技能を活かして、住民と協働し、関係機関・団体と連携して、地域ごとの特性に合わせたきめの細かい対応を行います。

また、コミュニティソーシャルワーカーを支える体制づくりについても、検討が必要になります。

さらに、身近な圏域での相談体制を支援するとともに、各制度ごとの相談支援機関のほか、福祉以外の分野も含めた多職種・多機関との連携を推進します。



※「第6回地域力強化検討会（平成29（2017）年2月28日開催）参考資料1 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ」を参考に作成。

第2章 市の現状と課題

第2章

市の現状と課題

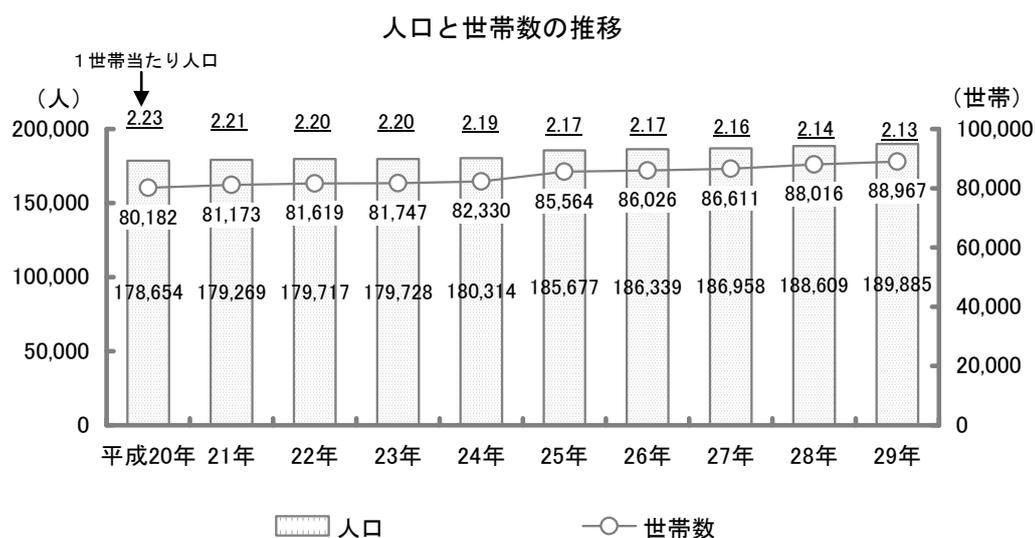
1 小平市の地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口動態 ●●●●●●●●

① 人口と世帯数の推移

総人口は年々増加し、平成29(2017)年には189,885人となっており、また、世帯数についても増加傾向にあり、88,967世帯となっています。

しかし、1世帯当たり人口は、平成20(2008)年の2.23人から29年の2.13人へと減少し、小世帯化が進んでいます。



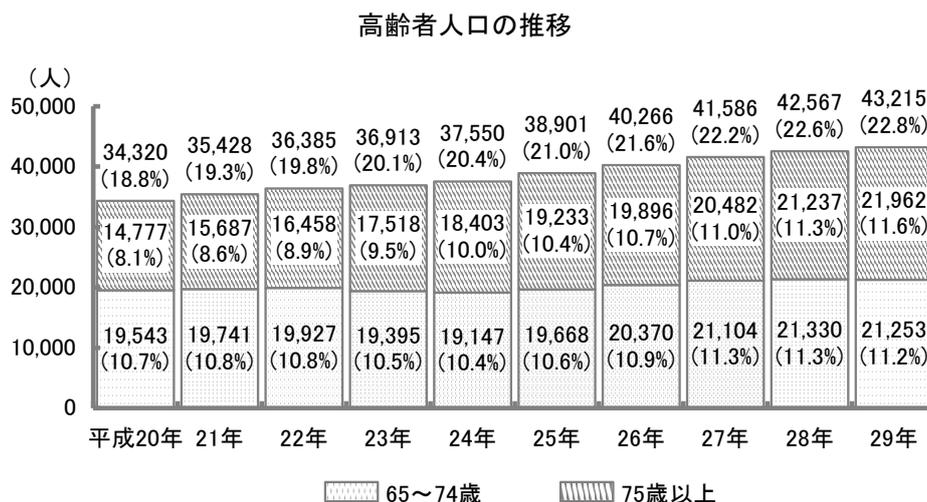
※人口には、「年齢不詳」を含む。

資料：平成28(2016)年版小平市統計書(各年1月1日現在)

(3) 高齢者の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 高齢者人口の推移

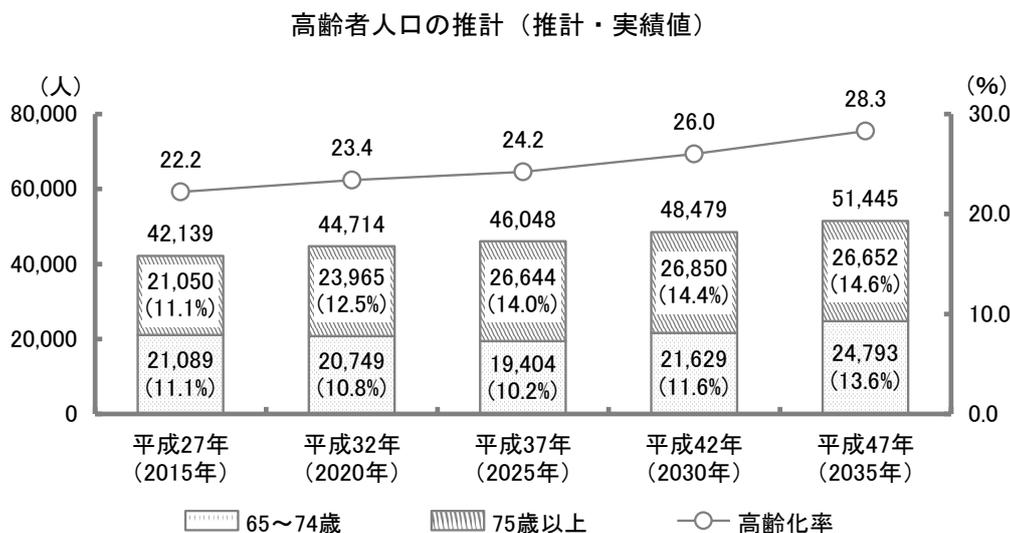
高齢者人口の推移をみると、増加傾向にあり、平成 29 (2017) 年には小平市の総人口の 22.8%、43,215 人となっています。また、平成 20 (2008) 年からみると、前期高齢者 (65~74 歳) よりも、後期高齢者 (75 歳以上) の増加の伸びが大きくなっています。



※外国人登録人口を含む
資料：平成 28 (2016) 年版小平市統計書 (各年 1 月 1 日現在)

② 高齢者人口の推計

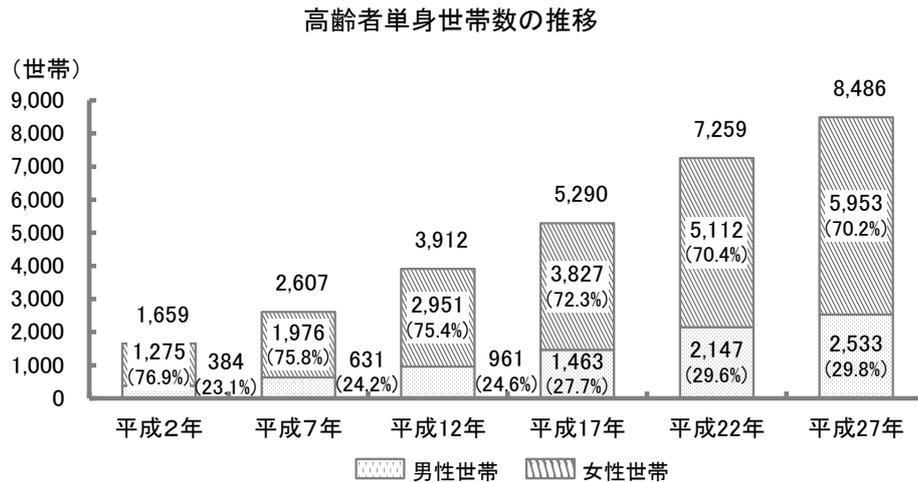
高齢者人口の推計をみると、年々高齢者人口は増加し、平成 47 (2035) 年には 51,445 人と予測されています。また、高齢化率をみると、平成 47 (2035) 年には 28.3%となる見込みです。



※平成 27 (2015) 年の高齢者人口には、「年齢不詳」は含まない。
資料：小平市人口推計報告書 (平成 27 (2015) 年度国勢調査による) (各年 10 月 1 日現在)

③ 高齢者単身世帯数の推移

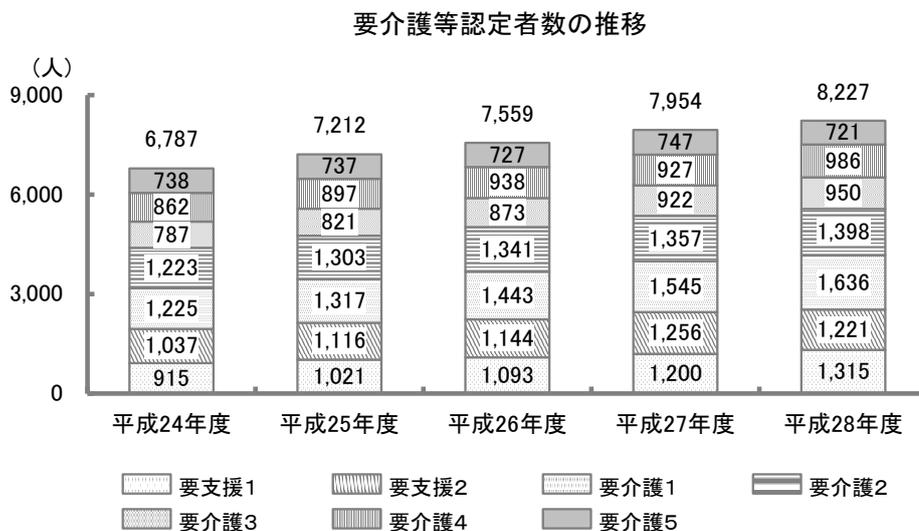
高齢者単身世帯数の推移をみると、平成2(1990)年と比較して、平成27(2015)年は、男性世帯は6.6倍の2,533世帯、女性世帯は4.7倍の5,953世帯となっています。



資料：国勢調査

④ 要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数の推移をみると、平成24(2012)年度からの5年間で約1,400人増加し、平成28(2016)年度で8,227人となっています。

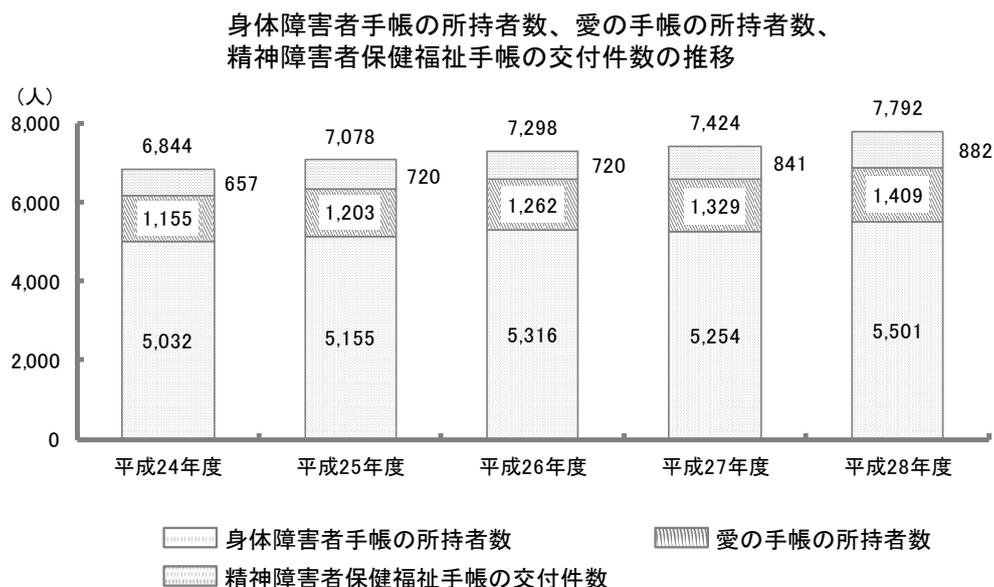


資料：平成28(2016)年版小平市統計書(年度末現在)、平成28(2016)年度福祉事業概要

(4) 障がいのある人の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 身体障害者手帳の所持者数、愛の手帳の所持者数、
精神障害者保健福祉手帳の交付件数の推移

身体障害者手帳の所持者数、愛の手帳の所持者数、精神障害者保健福祉手帳の交付件数の推移をみると、それぞれおおむね増加傾向にあります。



※精神障害者保健福祉手帳は、有効期限（2年）があるため、各年度の交付件数。
資料：平成28（2016）年度版福祉事業概要

② 身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳の所持者数の内訳をみると、肢体不自由が最も多く 2,731 人、次いで内部障がい が 1,600 人となっています。

身体障害者手帳の所持者数（平成 28（2016）年度）

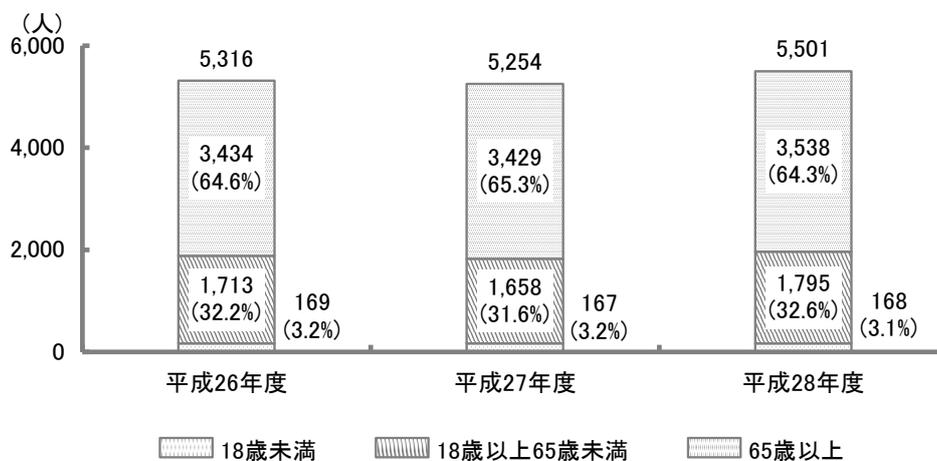
視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合併障がい	計
325	458	57	2,731	1,600	330	5,501

※合併障がいとは、2つ以上の障がいを併せ持つ人のこと。
資料：平成 28（2016）年度版福祉事業概要

③ 年齢階層別身体障害者手帳の所持者数の推移

年齢階層別身体障害者手帳の所持者数の内訳をみると、65歳以上が手帳所持者数の約64%を占めています。また、平成28（2016）年度は、平成26（2014）年度に比べ、18歳未満、65歳以上の占める割合は減少しているのに対し、18歳以上65歳未満は増加しています。

年齢階層別身体障害者手帳の所持者数の推移



資料：小平市資料

④ 愛の手帳の所持者数

愛の手帳の所持者数の内訳をみると、4度(軽度)が667人と、手帳交付数の47.3%を占めています。

愛の手帳の所持者数（平成28（2016）年度）

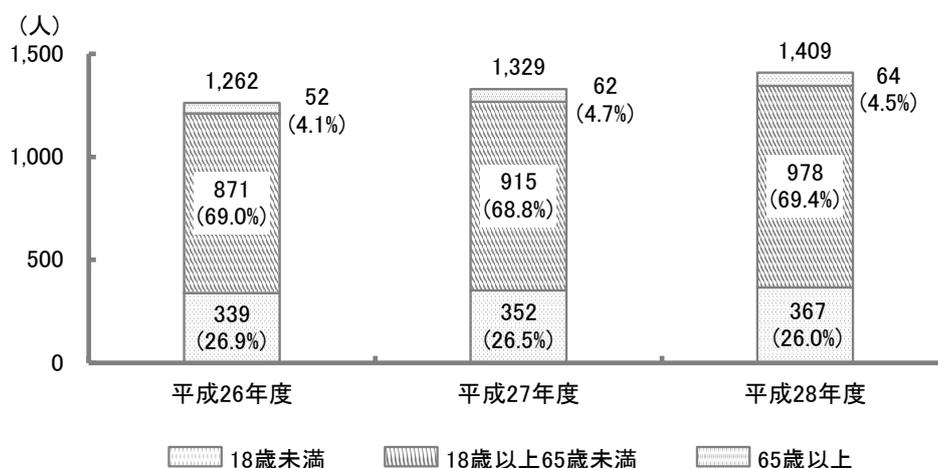
1度 (最重度)	2度 (重度)	3度 (中度)	4度 (軽度)	計
68	371	303	667	1,409

資料：平成28（2016）年度版福祉事業概要

⑤ 年齢階層別愛の手帳の所持者数の推移

年齢階層別愛の手帳の所持者数の内訳をみると、18歳以上65歳未満が、手帳所持者数の約70%を占めています。また、平成28(2016)年度は、平成26(2014)年度に比べ、18歳未満の占める割合は減少しているのに対し、18歳以上65歳未満、65歳以上は増加しています。

年齢階層別愛の手帳の所持者数の推移



資料：小平市資料

⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付件数

精神障害者保健福祉手帳の交付件数の内訳をみると、2級が483人、3級が337人と、合わせると手帳交付件数の93.0%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳の交付件数（平成28（2016）年度）

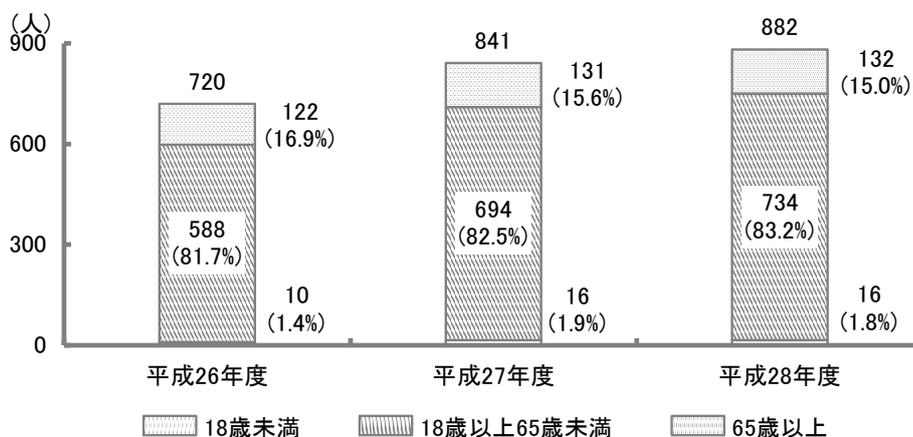
1級	2級	3級	計
62	483	337	882

※精神障害者保健福祉手帳は、有効期限（2年）があるため、各年度の交付件数。
資料：平成28（2016）年度版福祉事業概要

⑦ 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳の交付件数の推移

年齢階層別精神障害者保健福祉手帳の交付件数の内訳をみると、18歳以上65歳未満が、手帳交付件数の80%以上を占めています。また、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度にかけて、18歳以上65歳未満の占める割合は、毎年増加しています。

年齢階層別精神障害者保健福祉手帳の交付件数の推移

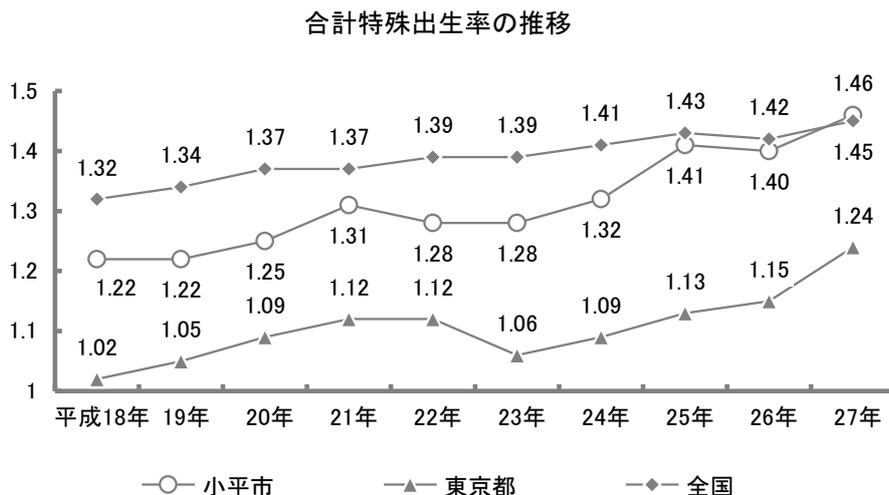


※精神障害者保健福祉手帳は、有効期限（2年）があるため、当該年度の交付件数。
資料：小平市資料

(5) 子どもの状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 合計特殊出生率の推移

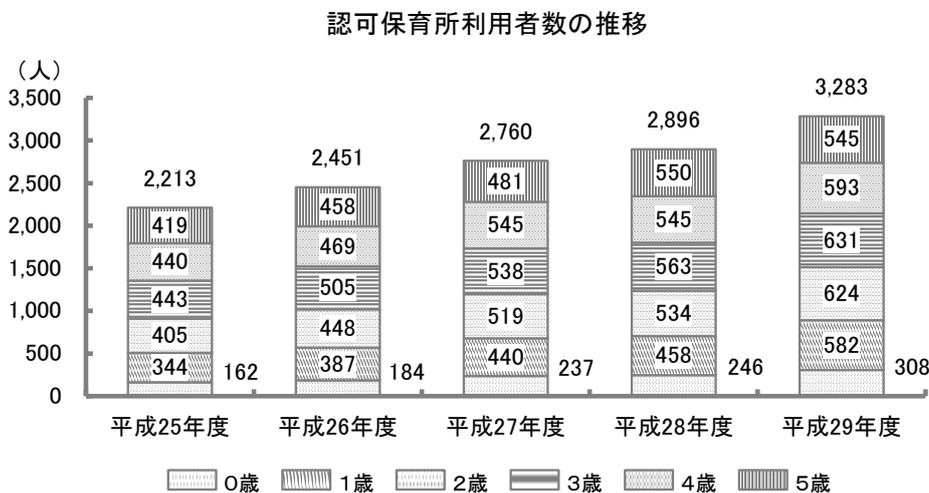
女性が生涯に産む平均の子どもの数に相当する合計特殊出生率の推移をみると、増加傾向で推移し、平成 27（2015）年では 1.46 と、全国や東京都より高くなっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」（平成 27（2015）年）
東京都福祉保健局「人口動態統計」（平成 27（2015）年）

② 認可保育所の状況

認可保育所の状況をみると、施設数は平成 23（2011）年度まで 18 園でしたが、平成 24（2012）年度以降、毎年新たに開設され、平成 29（2017）年 4 月現在、42 園となりました。これにより利用者数も増加しています。



※管外委託を含む。受託を含まない。
資料：平成 28（2016）年度版福祉事業概要、小平市資料（各年度 4 月 1 日現在）

③ 幼稚園の状況

幼稚園の状況をみると、平成 29（2017）年 5 月現在、15 園あり、2,187 人が利用しています。

幼稚園利用者数

施設	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
15	675	740	772	2,187

※他区市町村の幼稚園に通う市民を含む。他区市町村民の受け入れは含まない。

資料：小平市資料（平成 29（2017）年 5 月 1 日現在）

④ 認定こども園の状況

認定こども園の状況をみると、平成 29（2017）年 4 月現在、4 園あり、892 人が利用しています。

認定こども園利用者数

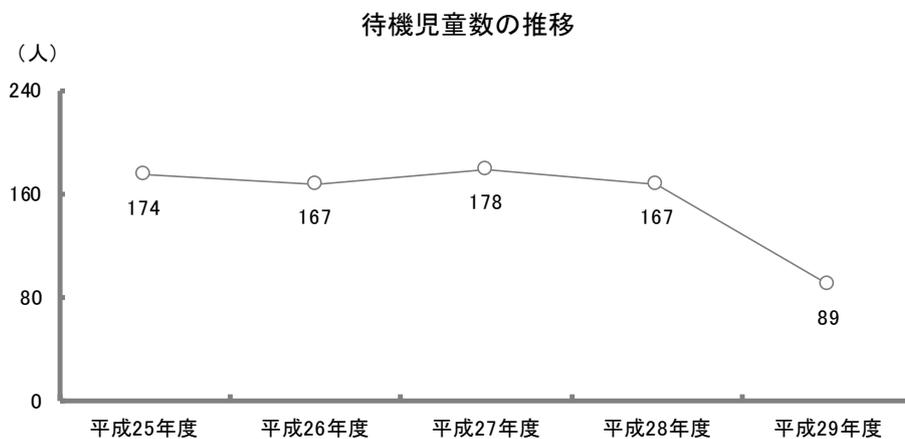
施設	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
4	4	4	8	289	275	312	892

※管外委託を含む。受託を含まない。

資料：小平市資料（平成 29（2017）年 4 月 1 日現在）

⑤ 待機児童数の推移

市内の待機児童数は、平成 29（2017）年度で 89 人となっています。



資料：小平市資料（各年度 4 月 1 日現在）

⑥ 学童クラブの状況

学童クラブの状況を見ると、施設数の増加に伴い定員も増加傾向にあり、平成 28（2016）年度で 30 施設、定員 1,280 人となっています。

学童クラブの状況の推移

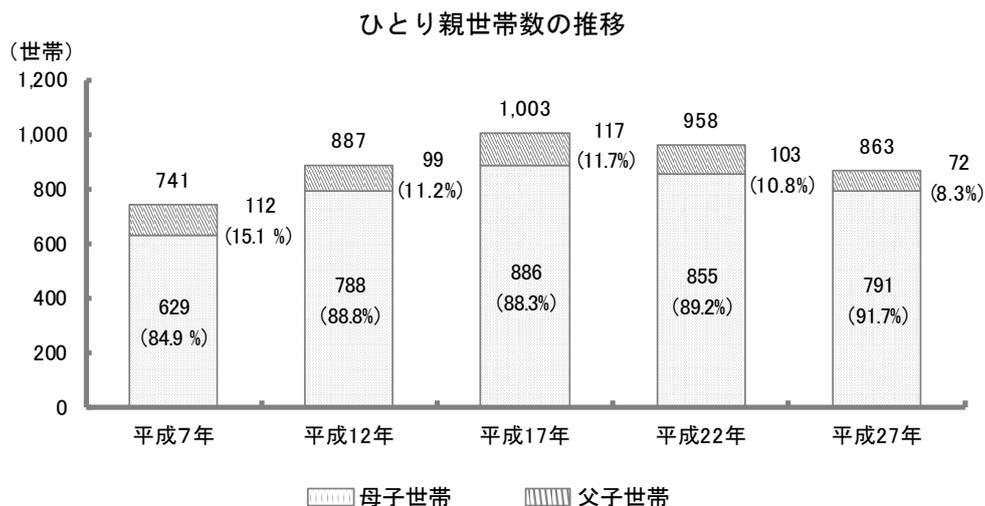
年度	施設	定員	年間延登録児童数	年間延出席数
平成 24 年度	27	1,160	322,535	186,463
平成 25 年度	27	1,180	331,947	191,156
平成 26 年度	28	1,220	345,609	198,339
平成 27 年度	28	1,220	388,674	217,202
平成 28 年度	30	1,280	399,637	226,118

資料：平成 28（2016）年版小平市統計書、小平市資料

(6) ひとり親世帯の状況 ● ● ● ● ● ● ●

① ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、平成 17（2005）年以降減少しており、平成 27（2015）年で 863 世帯となっています。そのうち、母子世帯が約 9 割を占めています。



※ひとり親世帯とは、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯のこと。

資料：国勢調査

② 児童扶養手当の推移

児童扶養手当の推移をみると、人員、金額とも減少傾向にありましたが、平成 28 (2016) 年度の金額は、制度改正の影響により、523,665 千円と増加しています。

児童扶養手当の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人員 (人)	1,776	1,764	1,748	1,721	1,710
金額 (千円)	534,187	530,370	523,315	516,858	523,665

※人員欄については、延人員÷12か月の数字。
資料：平成 28 (2016) 年版小平市統計書、小平市資料

③ ひとり親相談件数の推移

ひとり親相談件数の推移をみると、相談件数、相談実人員とも増加傾向にあり、平成 28 (2016) 年度で相談件数 1,946 件、相談実人員 824 人となっています。

母子相談件数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数 (件)	1,348	1,720	1,914	1,093	1,946
相談実人員 (人)	718	864	991	725	824

※平成 26 (2014) 年 10 月法改正により、父子を追加。
資料：平成 28 (2016) 年版小平市統計書、小平市資料

(7) 市民活動の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

① ボランティア活動の状況

市内では、福祉の分野をはじめ、子ども、防災、国際協力の活動等、様々な分野でボランティア活動が展開されています。

「こだいらボランティアセンター」には、小平市社会福祉協議会の事業への協力、ボランティアへのニーズに対し協力する個人・団体が登録しています。

(個人 146 人、団体 64 団体 1,583 人)(平成 29(2017)年 3 月 31 日現在)

資料：平成 28 (2016) 年度事業報告及び決算書 (社会福祉法人 小平市社会福祉協議会)

② 市民活動団体の状況

市内には、様々な分野で、市民が自主的に営利を目的とせず、社会のために活動する民間の組織・団体である、市民活動団体が活動しています。

小平市民活動支援センターあすびあの利用登録団体数は、115 団体です。(平成 29 (2017) 年 3 月 31 日現在)

資料：小平市資料

③ NPO 法人 (特定非営利活動法人) の状況

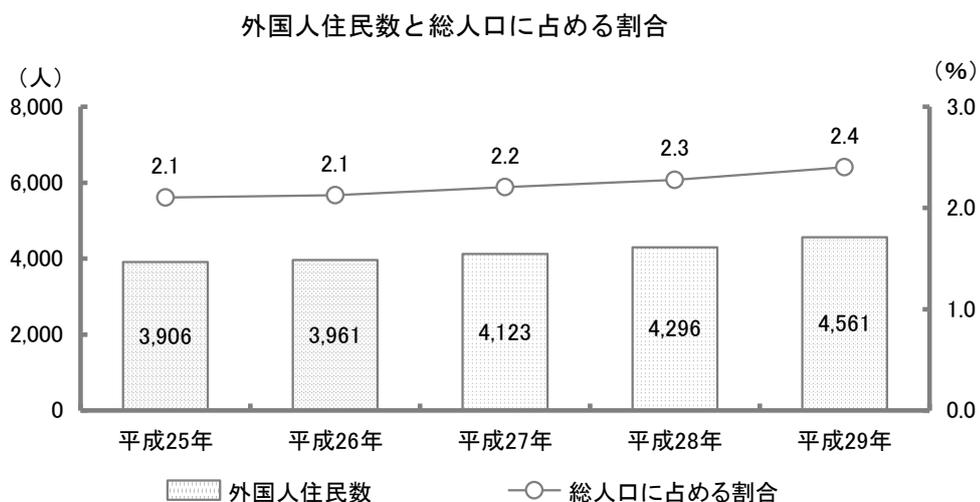
市内に主たる事務所を置く、東京都知事認証・内閣府認証の特定非営利活動法人は、81 団体となっています。(平成 29 (2017) 年 9 月 30 日現在)

※上記①～③は、それぞれ個別に計上しているため、NPO 法人等、一団体が複数に該当する団体があります。

(8) 外国人住民の状況 ●●●●●●●●

① 国籍・地域別外国人住民人口

外国人住民人口をみると、外国人住民数は増加傾向にあり、平成 29（2017）年で 4,561 人、総人口に占める割合は 2.4%となっています。また、国籍・地域別に外国人住民人口をみると、中国が最も多く 1,627 人、次いで韓国・朝鮮が 1,514 人となっています。



資料：平成 28（2016）年版小平市統計書（各年 1 月 1 日現在）

国籍・地域別外国人住民人口（平成 29（2017）年）

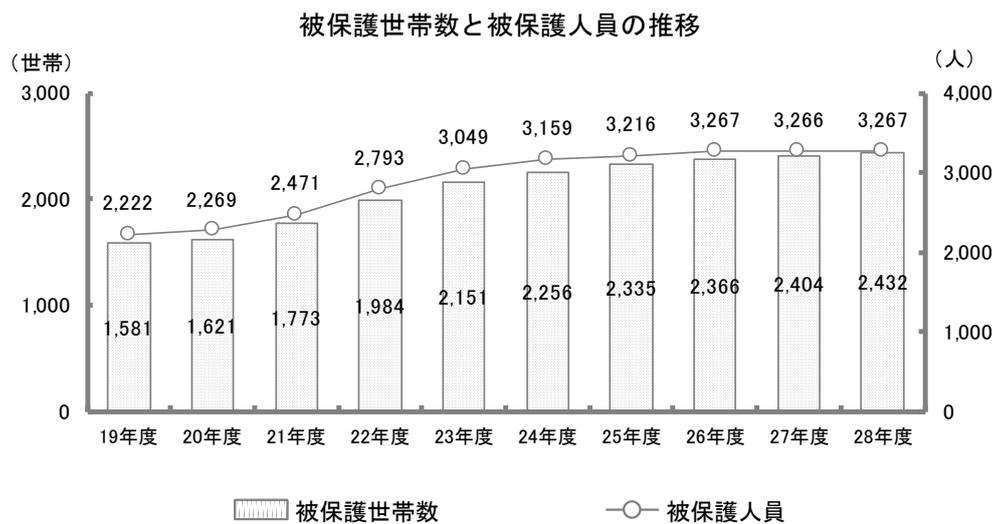
国籍・地域	人数	国籍・地域	人数
中国	1,627	ブラジル	40
韓国・朝鮮	1,514	英国	30
フィリピン	265	オーストラリア	28
米国	111	その他	861
タイ	85	合計	4,561

資料：平成 28（2017）年版小平市統計書（各年 1 月 1 日現在）

(9) 生活保護の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 被保護世帯数と被保護人員の推移

平成 27 (2015) 年度は、被保護人員が1人減となりましたが、被保護世帯数及び被保護人員ともに、増加傾向にあります。

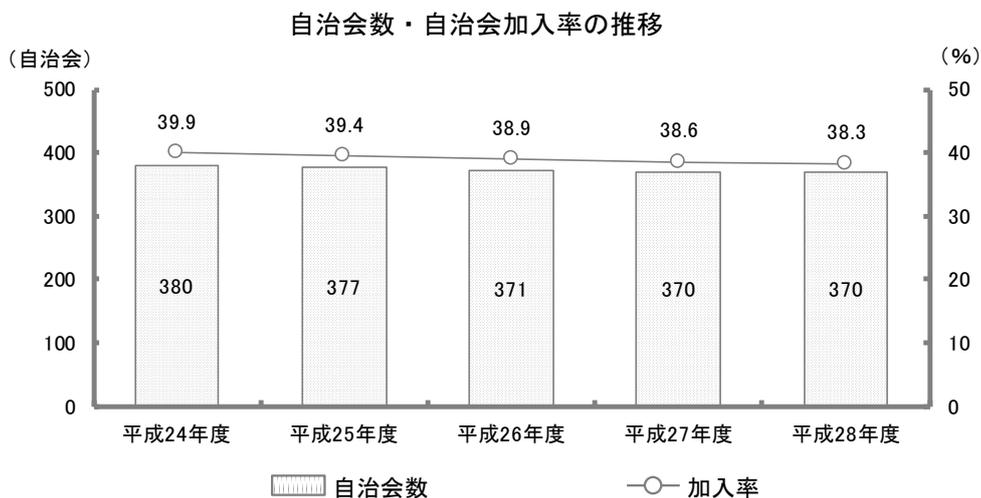


※世帯数と人員は年度平均の数字。停止者を含む。
資料：平成 28 (2016) 年度版福祉事業概要

(10) その他 ●●●●●●●●

① 自治会数・自治会加入率の推移

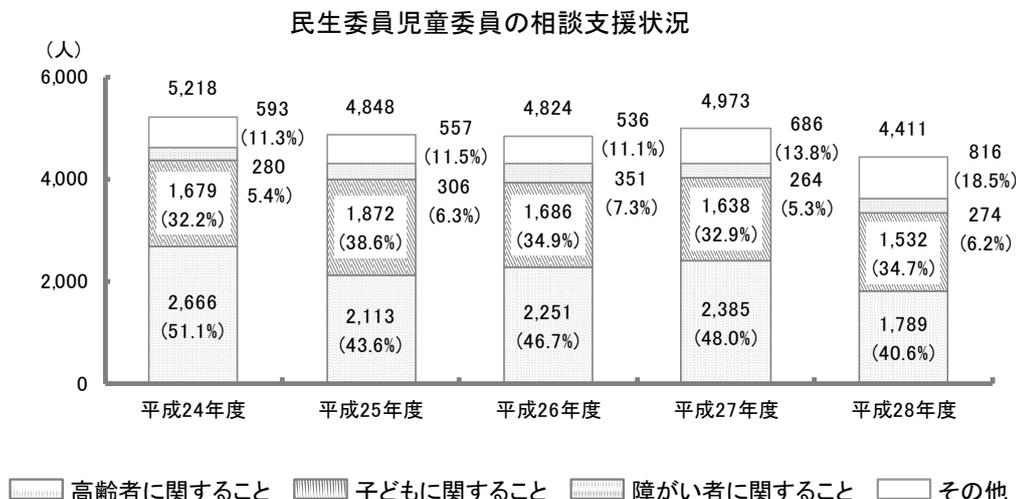
市内には、様々な規模の自治会があり、市内の自治会数は増減がありますが、自治会加入率は年々減少傾向にあり、平成28（2016）年度で38.3%となっています。



資料：小平市資料（各年度9月1日現在）

② 民生委員児童委員の活動状況

市内では、112名の民生委員児童委員が活動しています。（平成29（2017）年3月31日現在）相談支援状況は、年により増減がありますが、高齢者に関することや子どもに関することが多くなっています。



資料：福祉事業概要

2 基礎調査結果から見る現状

(1) 基礎調査結果の概要 ●●●●●●●●

平成28(2016)年11月24日(木)から12月15日(木)までの間、市民の皆様の生活状況、地域福祉を支える方・団体・組織の活動状況、ご意見及び小平市の福祉課題、地域の生活課題等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、「一般市民調査」と「担い手調査」を実施しました。

① 一般市民調査

平成28(2016)年11月1日時点における、市内に居住している18歳以上の方の中から、2,000人を、住民基本台帳により無作為に抽出しました。

配布・回収状況

配布数	回収数	白票・無効票	有効回収数	有効回収率
2,000件	782件	1件	781件	39.1%

② 担い手調査

地域福祉を担っている民生委員児童委員、自治会、高齢クラブ等、地域保健福祉計画と福祉のまちづくり推進計画に関係する市民・団体・組織から、600件を抽出しました。

配布・回収状況

配布数	回収数	白票・無効票	有効回収数	有効回収率
600件	394件	0件	394件	65.7%

※次ページ以降の(2)基礎調査から見る現状の中の表記は、以下のとおりです。

一般問○…一般市民調査の設問番号
担い手問○…担い手調査の設問番号

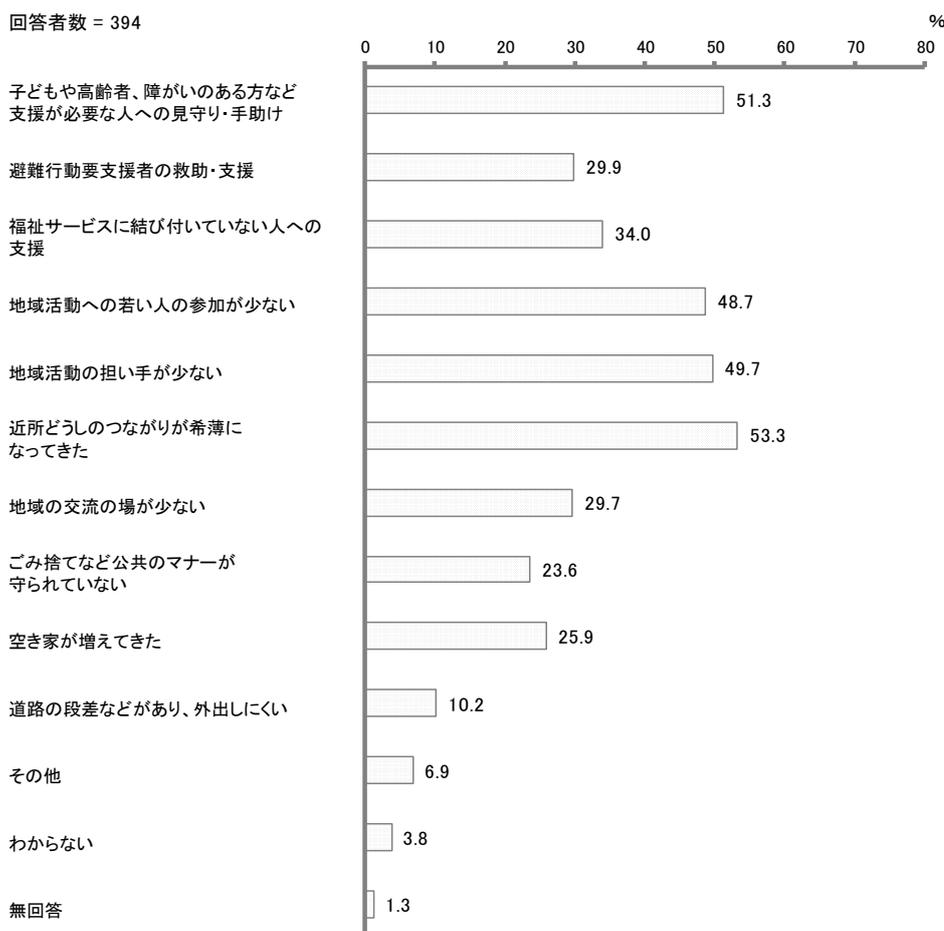
(2) 基礎調査結果から見る現状 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 住民同士のつながりの希薄化 ● ● ● ● ● ● ● ●

1世帯当たりの人員が減少する小世帯化が進み、一人暮らし高齢者が増え、また、自治会加入率が年々減少傾向にあります。担い手調査でも、ふだんの活動・業務を通じて感じている地域の課題として、「近所どうしのつながりが希薄になってきた」への回答が、最も多い結果となりました。住民同士のつながりの推進のため、近所づきあいをするきっかけ等が必要です。

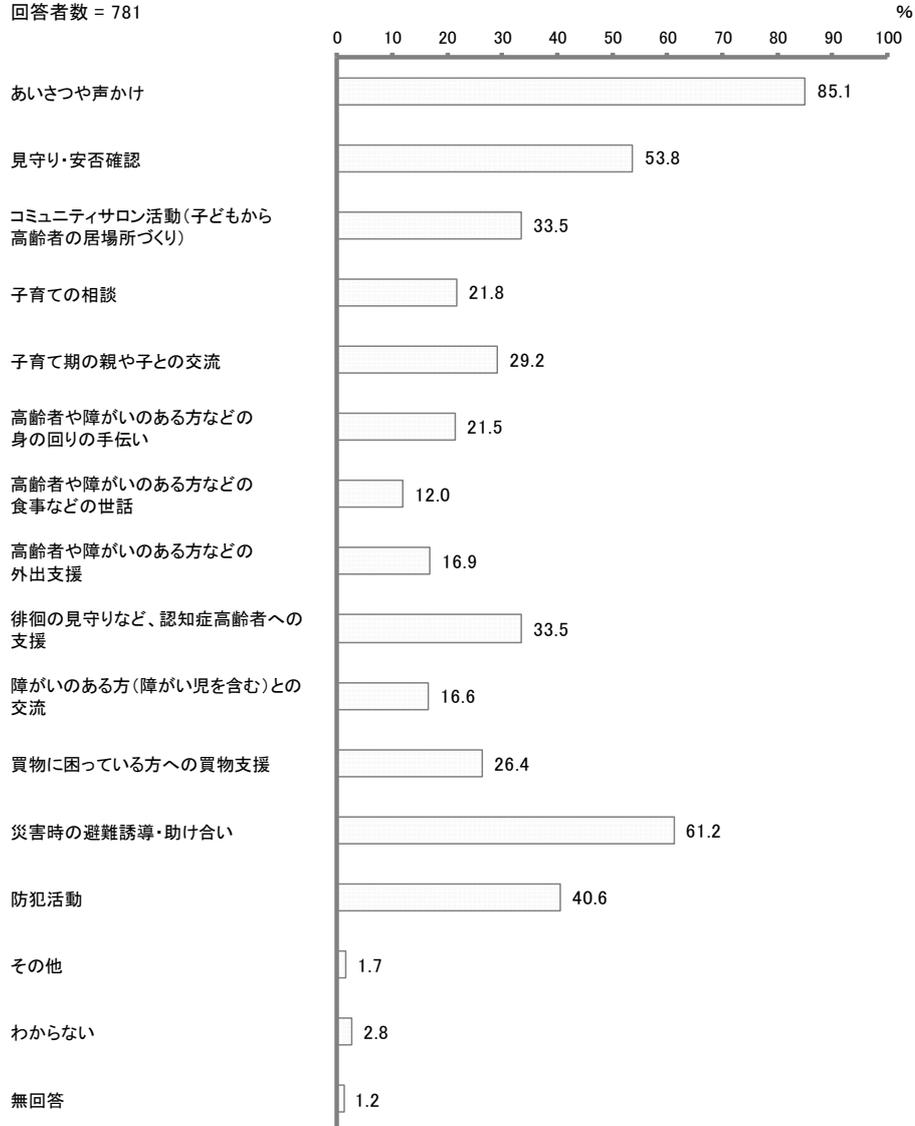
近所づきあいは、災害時の支えあいや外出先での手助けにもつながっており、必要だと思ふ住民同士の助けあい活動として、「あいさつや声かけ」を8割半ばの人が回答しています。

活動・業務を通じて感じている地域の課題（担い手問16）



必要だと思う住民同士の助けあい活動（一般問 37）

回答者数 = 781

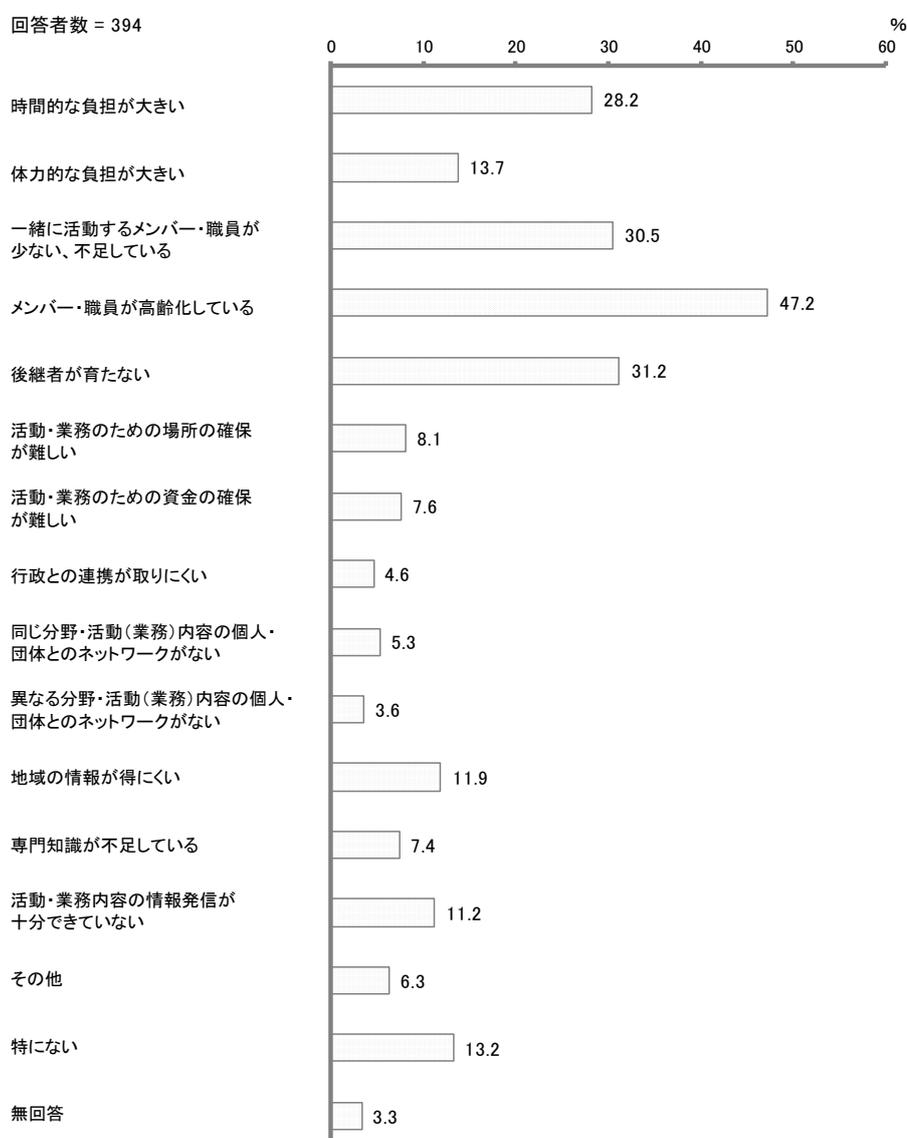


② 地域福祉の担い手の高齢化・不足 ● ● ● ● ● ● ● ●

平成29（2017）年の高齢者人口は、43,215人で、高齢化率は22.8%ですが、平成47（2035）年には、51,445人、28.3%まで増加するものと見込まれる中、各団体・組織はメンバー・職員の高齢化や担い手の不足を課題に掲げており、活動・業務の担い手となる人材の確保・育成や、市民への地域福祉に関する意識の啓発等が求められています。

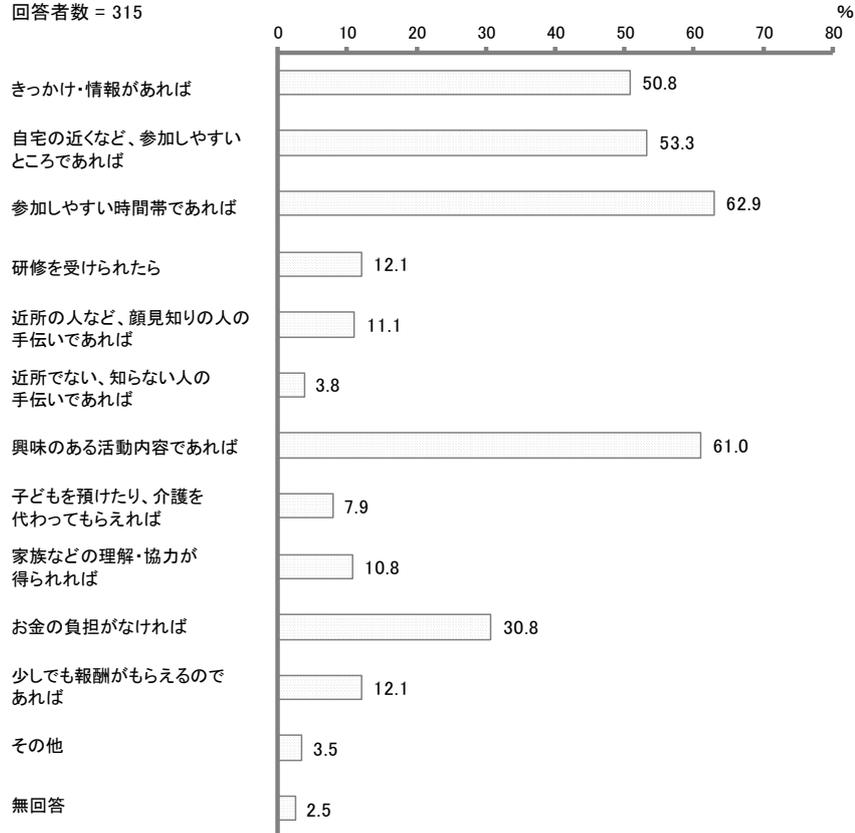
なお、地域活動やボランティア活動に参加するにあたり、きっかけ・情報があれば参加すると考える人は約5割となっており、多様な活動の場の提供等への支援が求められていることがわかります。

活動・業務を行う上で困っていること（担い手問9）



地域活動やボランティア活動に参加するために必要な条件（一般問 20-3）

回答者数 = 315



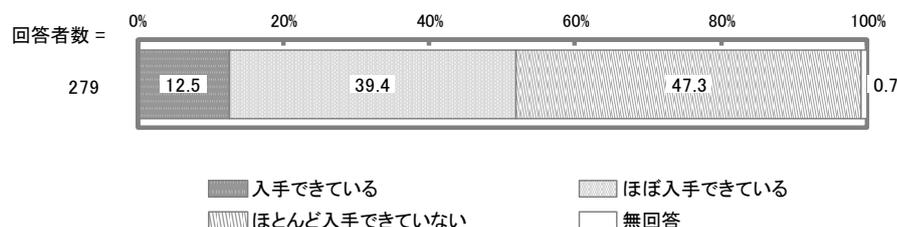
③ 情報と相談に関わる現状 ●●●●●●●●

市民・担い手ともに、市の福祉サービスに関する情報や、活動・業務に必要な情報の入手先として、「市報こだいらや市のパンフレット」が、約7割と最も多い結果となりました。

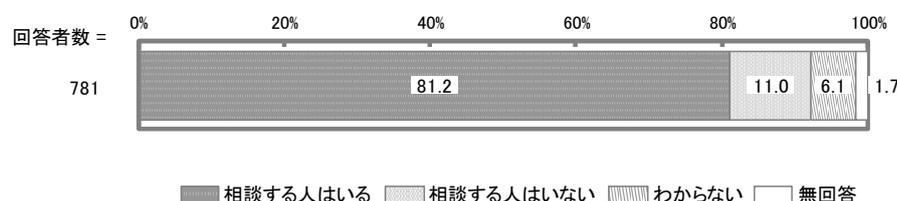
市の福祉サービスに関する情報の必要性は年代によって異なり、また情報を必要としているにも関わらず、ほとんど入手できていないと感じている人が約5割となっており、情報が必要な人に対するさらなる情報の周知と、だれもがわかりやすい表現等が必要です。

また、ふだんの生活の中での相談する人の有無では、相談する人がいない人が約1割となっており、特に男性においてその傾向が強く、必要なときに、民生委員児童委員や市等に相談できるよう、相談窓口の周知と相談のしやすい体制が求められています。

福祉サービスに関する情報を必要としている人の、情報の入手の可否（一般問 14-1）



相談する人の有無（一般問 12）

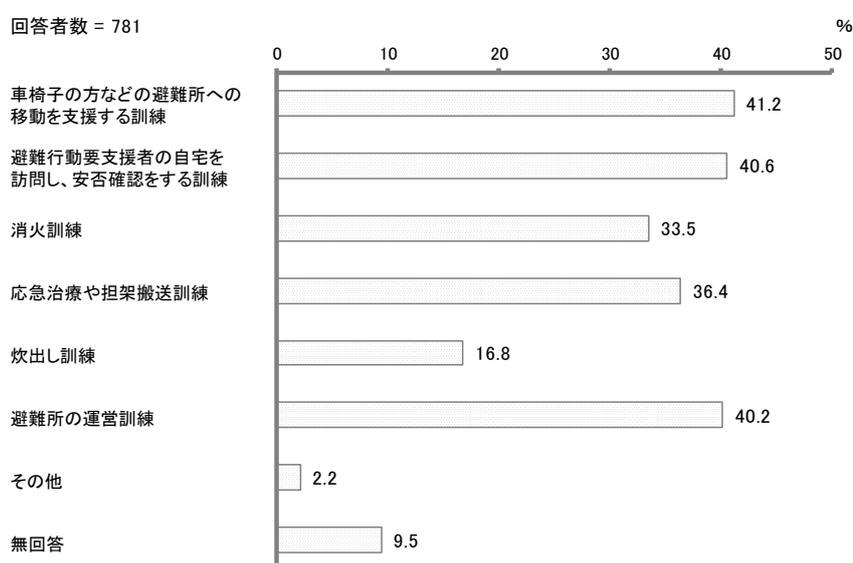


④ 配慮が必要な人への支援 ● ● ● ● ● ● ● ●

高齢者や障がいのある人、子ども、外国人等、災害時に避難等の支援が必要な人に対して、より実践的な訓練や対象者の把握、安否確認・支援の仕組みづくり等が求められています。

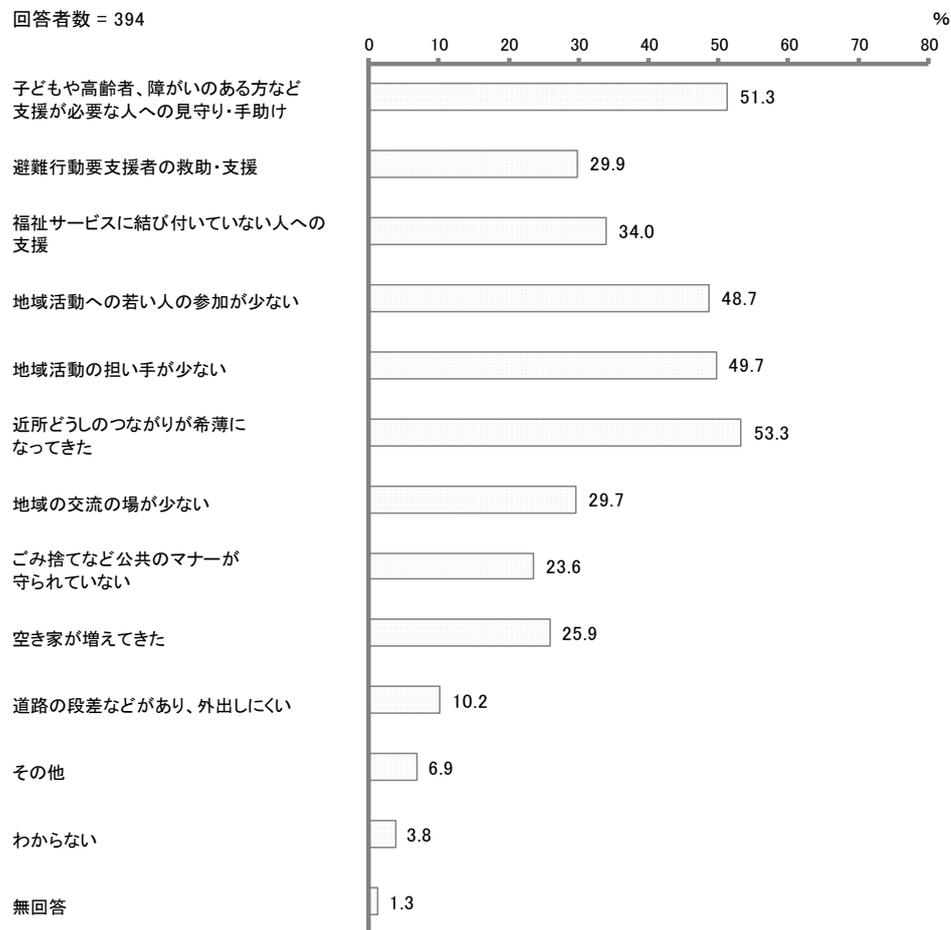
また、子どもや高齢者、障がいのある方等支援が必要な人への見守り・手助けや、引きこもり等、福祉サービスに結び付いていない人への支援が課題になっています。

地域の防災訓練ですべき内容（一般問 24）



活動・業務を通じて感じている地域の課題（担い手問16）

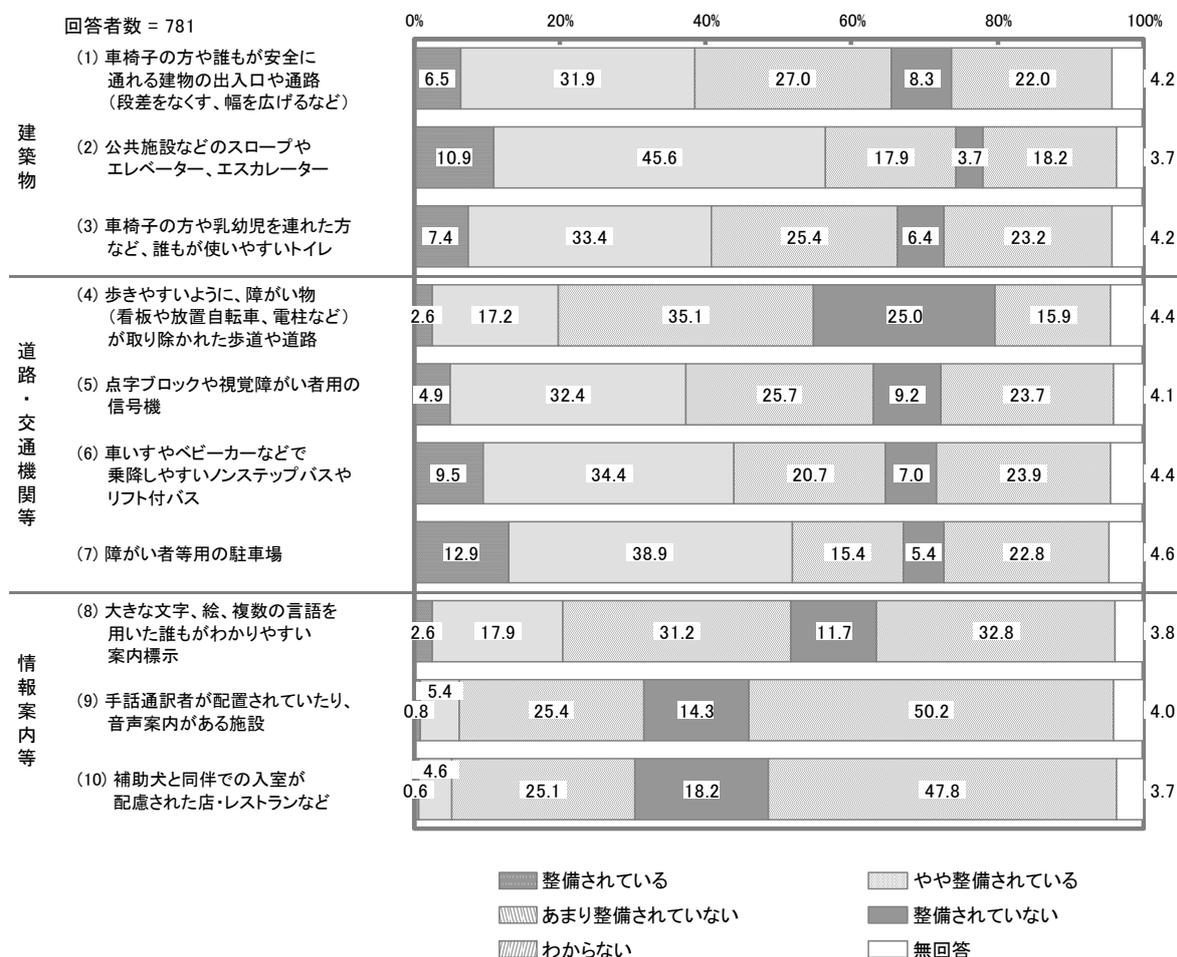
回答者数 = 394



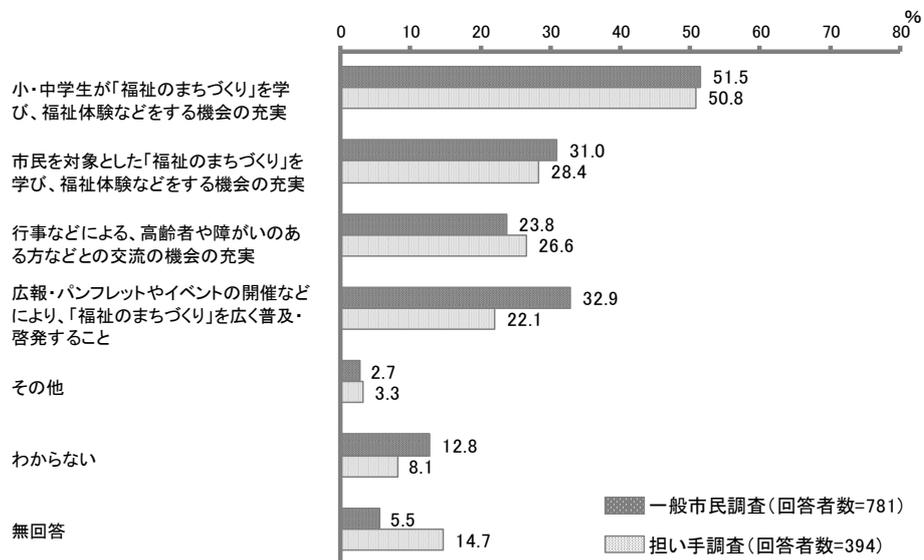
⑤ 福祉のまちづくりの推進 ● ● ● ● ● ● ● ●

だれもが住みよいまち“こだいら”の実現に向けて、小平市福祉のまちづくり条例や小平市第二期福祉のまちづくり推進計画のもと、建築物、道路・交通機関等のバリアフリー化を、引き続き進めるとともに、だれもがわかりやすい案内標示や手話等の障がい特性に応じたイベント・会議における情報保障等の情報のバリアフリーが求められています。また、小・中学生が福祉のまちづくりを学び、福祉体験等をする福祉教育や、地域における市民の福祉体験、交流等による、心のバリアフリーについても、より一層の推進が必要です。

建築物、道路・交通機関等及び情報案内等のバリアフリー化の状況（一般問 31）



心のバリアフリーを進めるために必要な取組（一般問 34）



3 第三期地域保健福祉計画及び第二期福祉のまちづくり推進計画における主な取組内容

第三期地域保健福祉計画及び第二期福祉のまちづくり推進計画の見直しに当たって、地域福祉・福祉のまちづくりに関する視点で、今までの取組内容を、以下のとおり施策の柱・施策ごとにまとめました。平成19（2007）年度から平成29（2017）年度までの間に開始された、主な取組内容となっています。なお、それぞれの取組内容は現在も継続しており、開始された年度を記入しています。

これまで、第三期地域保健福祉計画及び第二期福祉のまちづくり推進計画に基づき、「だれもが共に支えあい、健やかに、安心して暮らせる、心豊かな地域社会」と「だれもが住みよいまち“こだいら”」の実現に向け、手話通訳者の配置等の情報提供体制の充実や、自立相談支援事業等の相談支援体制の充実、介護予防見守りボランティア事業等の福祉人材の育成を始めとした各種事業を実施してきました。

高齢化による地域福祉の担い手の不足や、地域生活課題の複雑化・多様化により、分野を超えた対応が必要なこと等から、地域福祉への取組がより重要になっています。

また、お互いを思いやる心のバリアフリーや、公共施設の老朽化に伴い更新時期を迎えることから、福祉のまちづくりのより一層の推進が求められています。これまでの成果を踏まえつつ、新たな計画のもと、さらなる展開を図る必要があります。

(1) 情報提供及び相談支援体制の充実 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 利用者への情報提供体制の充実

No.	事業項目	概要	開始年度
1	手話通訳者の配置	月2回市役所1階受付（現在は、健康福祉事務センター1階受付）に手話通訳者を配置しました。 【障がい者支援課】	平成22 (2010)年度
2	ホームページの外国語翻訳	市ホームページの外国語翻訳（英・中・韓）が可能になりました。【秘書広報課】	平成23 (2011)年度
3	音声市議会だよりの送付	市議会だよりの内容を編集、録音したデジター版による音声市議会だよりを、視覚に障がいのある人へ年4回送付しました。【議会事務局】	平成24 (2012)年度
4	音声広報（声のたよりの送付	市報の内容を編集、録音したCD-Rによる音声広報（声のたよりの送付）を、視覚に障がいのある人へ月2回送付しました。【秘書広報課】	
5	ホームページの音声読み上げ	市ホームページの音声読み上げが可能になりました。【秘書広報課】	
6	議会報告会への手話通訳者及び磁気ループの配置	議会報告会に手話通訳者及び磁気ループを配置しました。【議会事務局】	平成27 (2015)年度
7	市議会本会議への手話通訳者及び磁気ループの配置	市議会本会議への手話通訳者及び磁気ループの配置が可能になりました。【議会事務局】	平成28 (2016)年度
8	市内公共施設の窓口への耳マークの設置等	市内公共施設の窓口に耳マークを設置するとともに、聴覚障がいのある人への合理的配慮として、障がい者支援課に簡易筆談器を設置しました。【障がい者支援課】	

② 相談支援体制の充実

No.	事業項目	概要	開始年度
1	基幹型地域包括支援センターの開設	基幹型の地域包括支援センターを開設し、地域包括支援センターの機能強化を図りました。【高齢者支援課】	平成24 (2012)年度
2	自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立の促進を支援するため、福祉会館に、こだいら生活相談支援センターを開設し、自立相談支援事業を開始しました。【生活支援課】	平成27 (2015)年度

(2) 保健福祉サービスの充実 ● ● ● ● ● ● ● ●

① サービスの質の向上と権利擁護体制の充実

No.	事業項目	概要	開始年度
1	福祉サービスに対する苦情の解決に関する要綱の施行	市立保育園、学童クラブ、児童館を対象とする「小平市児童福祉施設における福祉サービスに対する苦情の解決に関する要綱」が施行されました。 【子育て支援課】【保育課】	平成 20 (2008)年度
2	市民後見人養成のための講習	近隣7市と合同で、市民後見人養成のための講習を開始しました。 【生活支援課】【社会福祉協議会】	平成 27 (2015)年度

② 福祉施策の充実

No.	事業項目	概要	開始年度
1	生活困窮者の自立の促進の支援	生活困窮者自立支援制度に沿って、様々な課題を抱える生活困窮者の自立の促進を支援するため、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給を開始しました。また、生活困窮世帯の中学生を対象に、毎週土曜日の午後に、学習支援事業を開始しました。平成28（2016）年度からは、家計相談支援事業を開始し、また平成29（2017）年度は、学習支援事業の対象を、新たに小学6年生まで拡大しました。【生活支援課】	平成27 (2015)年度
2	介護予防・日常生活支援総合事業	平成28（2016）年3月から、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業において、従来の予防給付に相当する事業所主体の訪問型サービス・通所型サービス及び、基準緩和型（サービスA）の事業者主体の訪問型サービス・通所型サービスの事業を開始しました。その後、平成28（2016）年4月から市が行う短期集中型（サービスC）の訪問型サービス・通所型サービスの事業、平成29（2017）年4月から住民主体のサービス（サービスB）の訪問型サービス・通所型サービスへの運営費補助を開始し、サービス提供体制の整備を進めました。また、一般介護予防事業については、住民主体の通いの場（サロン等）への支援や、住民主体のサービスの担い手の養成、介護予防講座の充実等、地域での介護予防活動の推進に取り組みました。【高齢者支援課】	
3	生活支援コーディネーターの配置等	市全域を対象とする生活支援コーディネーターを基幹型地域包括支援センターに配置するとともに、協議会を設置しました。また、平成29（2017）年度から、おおよそ日常生活圏域を対象とする生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置するとともに協議会を開催して、多様な地域の関係者や市民と連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、生活支援体制の整備を進めました。【高齢者支援課】	平成28 (2016)年度

(3) 福祉のまちづくりと社会参加の促進 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 福祉のまちづくり

No.	事業項目	概要	開始年度
1	駅へのエレベーターの設置	新小平駅にエレベーターを設置しました。 【都市計画課】	平成 21 (2009)年度
2	駅へのエレベーターの設置	鷹の台駅にエレベーターを設置しました。 【都市計画課】	平成 22 (2010)年度
3	高齢者・車椅子の疑似体験等の職員研修	窓口業務に活かすため、入庁2～4年目程度の職員を対象に、高齢者・車椅子の疑似体験や当事者の講話を聴く等の職員研修を開始しました。【職員課】	
4	音声誘導装置等の設置	新設された小川町一丁目地域センターに、だれでもトイレやベビーチェア、多目的シート、オストメイト用設備、音声誘導装置等を設置しました。 【市民協働・男女参画推進課】	平成 24 (2012)年度
5	音声誘導装置や移動型磁気ループの設置	新設されたなかまちテラスに、音声誘導装置や移動型磁気ループを設置しました。 【公民館】【図書館】	平成 26 (2014)年度

② 高齢者・障がいのある人等の社会参加と交流

No.	事業項目	概要	開始年度
1	介護予防見守りボランティア事業	平成23(2011)年9月から、西圏域(地域包括支援センターけやきの郷)をモデル地区として、介護予防見守りボランティア事業を開始し、介護予防見守りボランティア登録講座等を行いました。平成25(2013)年度からは、介護予防見守りボランティア事業の実施圏域を、市内全圏域に拡大して実施するとともに、基幹型地域包括支援センターに市全域を統括するコーディネーターを配置しました。また、平成27(2015)年度からは、基幹型以外の4地域包括支援センターに各地域を担当するコーディネーターを配置しました。【高齢者支援課】	平成23 (2011)年度
2	総合評価方式の評価項目	一般競争入札において、総合評価方式が採用され、その評価項目において、重度障がい者を雇用した場合を加点の対象としました。【契約検査課】	
3	就労する障がいのある人の自立促進	「小平市障がい者就労施設等からの物品・役務の調達方針」を定め、庁内における、障がい者就労施設等からの物品、役務の調達を推進し、就労する障がいのある人の自立の促進を図りました。【障がい者支援課】	平成26 (2014)年度
4	高齢者交流活動支援事業	高齢者交流活動支援事業を開始し、高齢者の交流の場を設ける活動等に対する運営費の補助等を行いました。【高齢者支援課】	平成27 (2015)年度
5	就労支援コーディネーターの増員	障害者就労・生活支援センターほっとに就労支援コーディネーターを1人増員し、機能の強化を図りました。【障がい者支援課】	

(4) 福祉学習と福祉人材の育成 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 福祉学習の推進

No.	事業項目	概要	開始年度
1	福祉のまちづくりパンフレットの作成	福祉のまちづくりパンフレットを作成し、市ホームページ上での掲載や、なるほど出前講座「デリバリーこ दौरら」等で配付し、市民への啓発に努めました。【生活支援課】	平成 20 (2008)年度
2	福祉人材育成講座	地域で活動する団体等に向けた福祉人材育成講座を開始しました。【生活支援課】	平成 22 (2010)年度

② ボランティア活動の促進

No.	事業項目	概要	開始年度
1	小平市民活動支援センターの開設	市民の自主的な社会貢献活動・市民活動を支援するための拠点施設として、小平市民活動支援センターが開設され、市内の市民活動の中間支援組織の充実が図られました。 【市民協働・男女参画推進課】	平成 22 (2010)年度

③福祉人材の育成

No.	事業項目	概要	開始年度
1	介護予防見守りボランティア事業 (51 ページ再掲)	平成 23 (2011) 年9月から、西圏域(地域包括支援センターけやきの郷)をモデル地区として、介護予防見守りボランティア事業を開始し、介護予防見守りボランティア登録講座等を行いました。平成 25 (2013) 年度からは、介護予防見守りボランティア事業の実施圏域を、市内全圏域に拡大して実施するとともに、基幹型地域包括支援センターに市全域を統括するコーディネーターを配置しました。また、平成 27 (2015) 年度からは、基幹型以外の4地域包括支援センターに各地域を担当するコーディネーターを配置しました。【高齢者支援課】	平成 23 (2011)年度

(5) 地域による福祉活動の促進 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 地域による福祉活動の推進

No.	事業項目	概要	開始年度
1	ほのぼのひろばの増設	地域センター等を拠点に一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者を対象とした、ほのぼのひろば（平成9（1997）年度～）がさらに1か所開設され、現在では市内15か所でボランティアや民生委員児童委員を中心とした趣味・創作活動やレクリエーション活動等が展開されています。【社会福祉協議会】	平成20 (2008)年度
2	地域連携のための会議等	自治会、商店会、民生委員児童委員、青少年対策地区委員会、PTA、高齢クラブ等の地域活動を行っている団体や、学校、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関が連携した学園西町地区地域連絡会を開催し、防災や地域の見守り等について、検討しました。また、小平市の西側地区では、地域で活動している人や白梅学園大学と連携し、地域の課題解決に向けた取組を開始しました。【市民協働・男女参画推進課】	平成25 (2013)年度
3	子育てふれあい広場の増設	子育て相談や地域の乳幼児と保護者同士が交流をする子育てふれあい広場（平成6（1994）年度～）は、民生委員児童委員等が子育て相談員として関わり、平成25（2013）年度から小川町一丁目児童館でも開始され、現在、さわやか館、児童館、地域センター等、市内11か所で行われています。また、市立保育園でも保育士が相談を受け付けています。 【子育て支援課】	
4	生活支援コーディネーターの配置等 (49 ページ再掲)	市全域を対象とする生活支援コーディネーターを基幹型地域包括支援センターに配置するとともに、協議会を設置しました。また、平成29（2017）年度から、おおよそ日常生活圏域を対象とする生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置するとともに協議会を開催して、多様な地域の関係者や市民と連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、生活支援体制の整備を進めました。【高齢者支援課】	平成28 (2016)年度

No.	事業項目	概要	開始年度
5	いきいきこだいら 高齢者見守りの輪 条例の施行	市議会厚生委員会による政策課題調査の成果の一つとして、いきいきこだいら高齢者見守りの輪条例が施行されました。市、市民等、関係機関及び事業者等が相互に連携しながら、それぞれの役割を堅実に果たすことにより、地域見守り活動が実現されることを基本理念として定めています。 【高齢者支援課】	平成 29 (2017)年度
6	コミュニティソー シャルワーカーの 配置	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、小地域圏域への積極的なアウトリーチにより地域実態と課題を把握し、住民との協働により課題解決に取り組む体制づくりを、モデル地区を定めて進めています。 【社会福祉協議会】	

② 災害時における要配慮者への支援

No.	事業項目	概要	開始年度
1	避難行動要支援者 登録名簿の提供等	避難行動要支援者登録名簿を、協定を締結した自治会に提供し、自治会内の避難支援体制の整備を支援しました。また、災害時や緊急時の避難行動要支援者の緊急対応に向けて、避難行動要支援者登録名簿を提供するため、平成25（2013）年度に小平警察署及び小平消防署と協定を締結しました。【生活支援課】	平成 23 (2011)年度
2	要配慮者のための 防災行動マニュアル の作成等	要配慮者のための防災行動マニュアルを作成し、要配慮者とその家族に対し、日ごろからの備えと対応を促すとともに、地域での支援に活用するよう、周知に努めました。 【生活支援課】	平成 27 (2015)年度

③ 地域の生活課題を解決できる地域社会づくり

No.	事業項目	概要	開始年度
1	市民活動支援公募事業の開始等	市内で活動する市民活動団体等が自ら企画して実施する公益的な事業の経費の一部を市が補助する、市民活動支援公募事業を開始し、平成21（2009）年度からは、市民活動団体やNPO等から、公益性の高い協働事業の提案を受ける、いきいき協働事業を開始しました。【市民協働・男女参画推進課】	平成18 (2006)年度
2	生活支援コーディネーターの配置等 (49 ページ再掲)	市全域を対象とする生活支援コーディネーターを基幹型地域包括支援センターに配置するとともに、協議会を設置しました。また、平成29年（2017）度から、おおよそ日常生活圏域を対象とする生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置するとともに協議会を開催して、多様な地域の関係者や市民と連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、生活支援体制の整備を進めました。【高齢者支援課】	平成28 (2016)年度
3	コミュニティソーシャルワーカーの配置 (54 ページ再掲)	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、小地域圏域への積極的なアウトリーチにより地域実態と課題を把握し、住民との協働により問題解決に取り組む体制づくりを、モデル地区を定めて進めています。【社会福祉協議会】	平成29 (2017)年度

4 地域福祉・福祉のまちづくりに関する課題

これまでの小平市における地域福祉・福祉のまちづくりの現状や基礎調査結果の内容、国の動向等を踏まえ、以下のとおりに地域福祉・福祉のまちづくりに関する課題を整理しました。

(1) 地域での交流支援 ●●●●●●●●

- ・1世帯当たり人口は、平成20(2008)年の2.23人から29年の2.13人へと減少し、1世帯当たりの人員が減少する小世帯化が進み、一人暮らし高齢者が増え、また、自治会加入率が年々減少傾向にある中、地域生活課題の解決にあたっては、若年層や勤労世代も含めた、住民同士のつながりを推進することによる地域力の向上が求められています。
- ・近所づきあいは、災害が起きた際の支えあいにもつながるため、日々のあいさつや声かけによる支えあう意識を育てることが必要です。
- ・団体・組織の活動場所として利用されている地域センター・公民館の活用や、空き家等の活用も視野に入れた気軽に集まれる場づくりへの相談や補助等の支援が、世代間の交流や高齢者の生きがい等につながります。

(2) 地域福祉の担い手の確保・育成 ●●●●●●●

- ・高齢者人口が増加し、高齢化率をみると、平成 47（2035）年には約3割になると見込まれる中、自治会や市民活動団体等の団体・組織は、メンバー・職員の高齢化や担い手の不足を課題に掲げており、活動・業務の担い手となる人材の確保・育成が求められています。
- ・地域生活課題の解決力の強化のため、自治会等の住んでいる地域でのつながりによって活動している地縁型の団体と、障がいのある人や子育ての支援等の特定のテーマでのつながりによって活動しているテーマ型の市民活動団体を、ともに支援していく必要があります。
- ・市内に数多く存在する大学や事業者等との連携を一層推進することが大切であると同時に、地域情報の提供、市民の地域福祉に関する意識（参加への意識、生活の拠点である地域への愛着）の向上等が求められます。
- ・また、一般市民調査では、条件が合えば地域活動やボランティア活動に参加したい人のうち、きっかけ・情報があれば参加すると考える人は約5割となっており、多様な活動の場の提供等への支援が求められています。
- ・国においては、「他人事」になりがちな地域づくりを、住民がお互いに助けあい、「我が事」として捉え、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民主体で地域生活課題を解決していく「地域共生社会」を実現する必要があるとしています。
- ・複数かつ多様な課題の相談に対して、分野横断的に調整・対応ができる人材の育成や配置等が求められています。

(3) 高齢者・障がいのある人等の社会参加と生きがいづくり ●●●●●●●

- ・すべての人々が、いつまでも、その人らしく家庭・職場・地域で活躍できるよう、高齢者・障がいのある人等が活躍できる場や就労の機会を確保することが求められています。
- ・また、高齢化が進み、地域で過ごす時間が長くなる中、地域活動や生涯学習等生きがいづくりへの支援が、今まで以上に求められています。

(4) 情報提供・相談支援体制の充実 ●●●●●●●

- ・一般市民調査では、市の福祉サービスに関する情報を必要としているにも関わらず、ほとんど入手できていないと感じている人が約5割となっており、情報が必要な人に対する情報の周知に工夫が必要です。
- ・なお、地域での見守りや災害時に、担い手が活動しやすく、支えられる側の支援が容易となる情報のあり方について整理することが大切です。
- ・ふだんの生活の中で、相談する人がいない人や相談に行くことができない人が、必要ときに民生委員児童委員や市等に相談できるようにするには、相談窓口の周知と相談のしやすい体制が必要です。
- ・例えば、要介護の高齢の親と、無職でひきこもりの状態にある子どもが同居している世帯等、相談者本人のみならず、育児、介護、障がい、貧困等、相談者が属する世帯全体の複数かつ多様なニーズを的確に捉え、各分野の相談支援体制と連動して対応する体制である、包括的・総合的な相談支援体制の整備が課題となっています。

(5) 福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進 ●●●●●●●

- ・利用者本位のサービスの実現に向けて、福祉サービス提供事業者がサービスの向上に努めるとともに、第三者評価の受審の促進等をしていく必要があります。
- ・認知症、知的障がい、精神障がい等により、物事を判断する能力が十分でない人の権利を守り、安心して地域で生活ができるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等の制度の周知と利用の促進が必要です。
- ・また、今後の高齢化の進行により、制度利用の需要の増加が見込まれ、担い手の確保に向け、市民後見人の養成、後見人の支援等も求められています。

(8) 地域での見守り体制の充実 ● ● ● ● ● ● ● ●

- ・地域における子どもへの見守り活動による安全の確保が求められています。
- ・また、高齢化が急速に進行する中、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、高齢者の孤立の問題が顕在化しています。高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域全体で高齢者を見守る体制が必要であり、その充実が求められています。

(9) 福祉のまちづくりの推進 ● ● ● ● ● ● ● ●

- ・一般市民調査・担い手調査のバリアフリー化の状況では、建築物や道路・交通機関等は「整備されている」との回答がおおむね多かったですが、だれもが歩きやすいように障害物（看板や放置自転車、電柱等）が取り除かれた歩道の整備等を進める必要があります。
- ・一方、建築物や道路・交通機関等に比べ、情報案内等が「整備されている」と感じている人が少ない結果となりました。情報バリアフリーといわれる、障がい等の特性に応じた情報面での配慮が求められています。
- ・高齢者や障がいのある人、子育て中の人等が安心して日常生活や社会生活を営むことができるようにするためには、その困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、積極的に協力する心のバリアフリーが重要です。そのためには、小・中学校における車椅子体験やガイドヘルプ体験、手話学習、当事者による講話や交流等の福祉教育や、市民への高齢者や障がいのある人等への理解を深める啓発や交流等による、心のバリアフリーのより一層の推進が必要です。

第3章 第四期地域保健福祉計画

第3章

第四期地域保健福祉計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念 ● ● ● ● ● ● ● ●

だれもが担い手、お互いに支えあいながら、
安心して暮らせる地域共生社会をめざして

小平市第三次長期総合計画基本構想（平成 18（2006）年度～平成 32（2020）年度・15 年間）では、「健康で、はつらつとしたまち」を将来都市像の一つとして、「健康で快適な生き方を支援し、自由で自立した生活の向上をめざす」「次世代のすこやかな育成や多様な生き方を支援する」ことを、健康福祉分野・次世代育成分野の基本的な考え方としています。

これまで、小平市では、平成 20（2008）年 3 月に策定された小平市第三期地域保健福祉計画のもと、『だれもが共に支えあい、健やかに、安心して暮らせる、心豊かな地域社会の実現』をめざしてきました。

現在、国が提唱している「地域共生社会」は、介護や障がい、子育て、生活困窮といった分野の垣根を越えた包括的な支援を展開するものであり、これまで進めてきた高齢者を中心とした「地域包括ケアシステム」をより広い意味で捉えています。

小平市においても、今後も高齢化・核家族化等の進行が予想され、また複雑かつ多様なニーズ等に対応した、市民、地域、市等のみんなでつくりあげていく、ふれあい、支えあう地域社会のあり方がますます重要になってきていることから、『だれもが担い手、お互いに支えあいながら、安心して暮らせる地域共生社会をめざして』を計画の基本理念として掲げます。

(2) 基本目標 ● ● ● ● ● ● ● ●

計画の基本理念『だれもが担い手、お互いに支えあいながら、安心して暮らせる地域共生社会をめざして』の実現に向け、施策の共通した目標として、次の3つの基本目標を掲げます。

・基本目標1 地域における支えあいの構築

地域においてあらゆる市民が役割を持ち、お互い助けあうことで、安心して暮らすことのできる「地域共生社会」をめざします。

・基本目標2 市民、地域、市相互の協力・協働

「地域共生社会」をめざすにあたって、各々の主体的な取組を尊重しつつ、市民、自治会、市民活動団体、事業者等の、地域を構成する様々な人々、団体と市が協力・協働して、地域全体で福祉を推進します。

・基本目標3 多様化する地域生活課題解決への支援

支援を必要とされる人の立場に立って、その人の地域生活課題を身近な地域で総合的かつ継続的に把握し、適切なサービスの組み合わせが提供される体制を構築します。

- ・市民の役割：市民一人ひとりの取組の方向性を示しています。
- ・地域の役割：民生委員児童委員や自治会、市民活動団体、ボランティア、事業所等、地域における様々な活動主体（担い手）による取組の方向性を示しています。
- ・行政の役割：小平市の取組の方向性を示しています。

(3) 施策の体系 ● ● ● ● ● ● ● ●

小平市は、基本理念、基本目標を軸として、地域共生社会の考え方に基づいた4本の施策の柱に沿って、地域保健福祉に関する施策を総合的・体系的に推進します。

【 基本理念 】

だれもが担い手、お互いに支えあいながら、
安心して暮らせる地域共生社会をめざして

【 基本目標 】

基本目標 1

地域における支えあいの構築

基本目標 2

市民、地域、市相互の協力・協働

基本目標 3

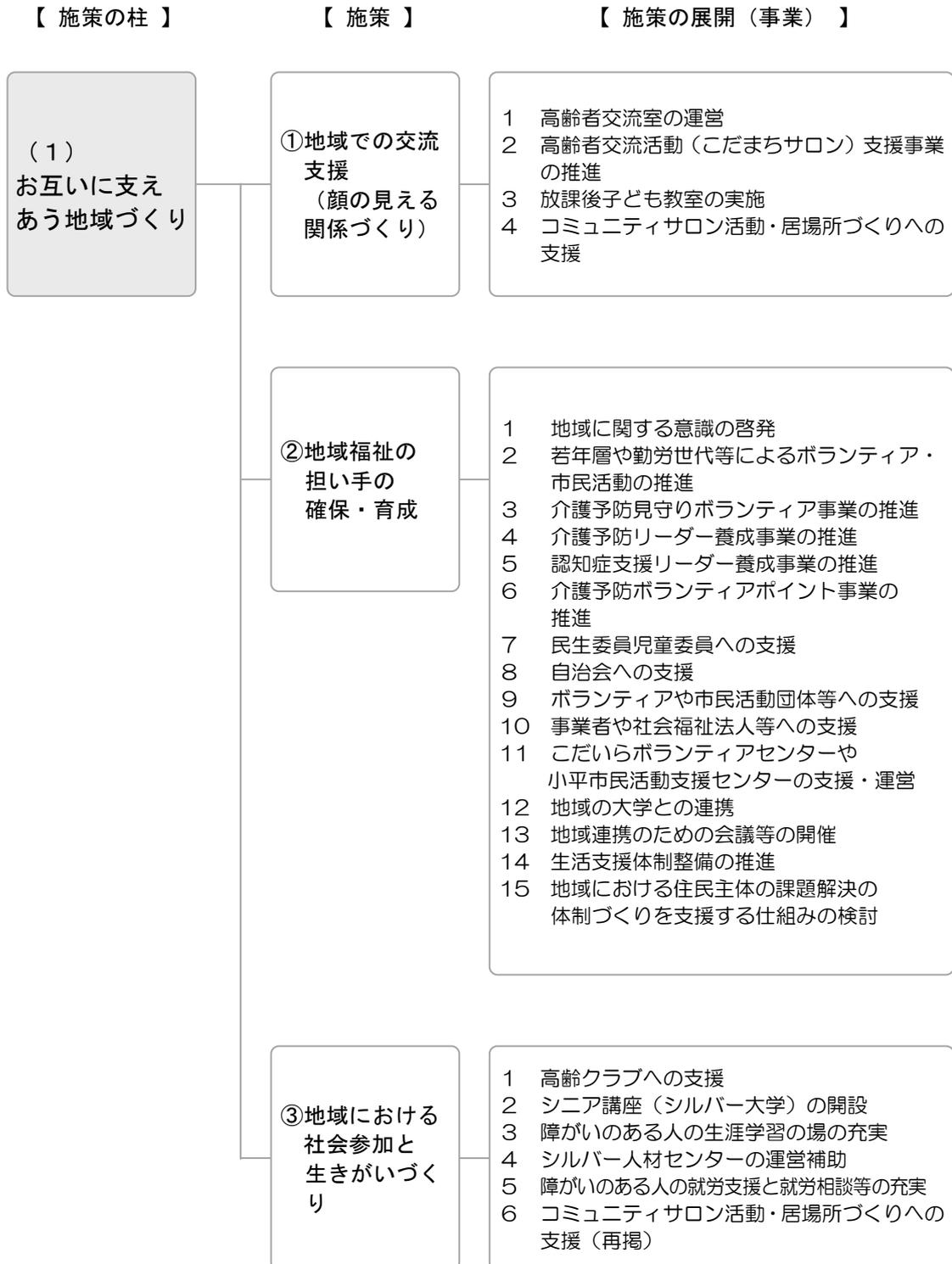
多様化する地域生活課題解決への支援

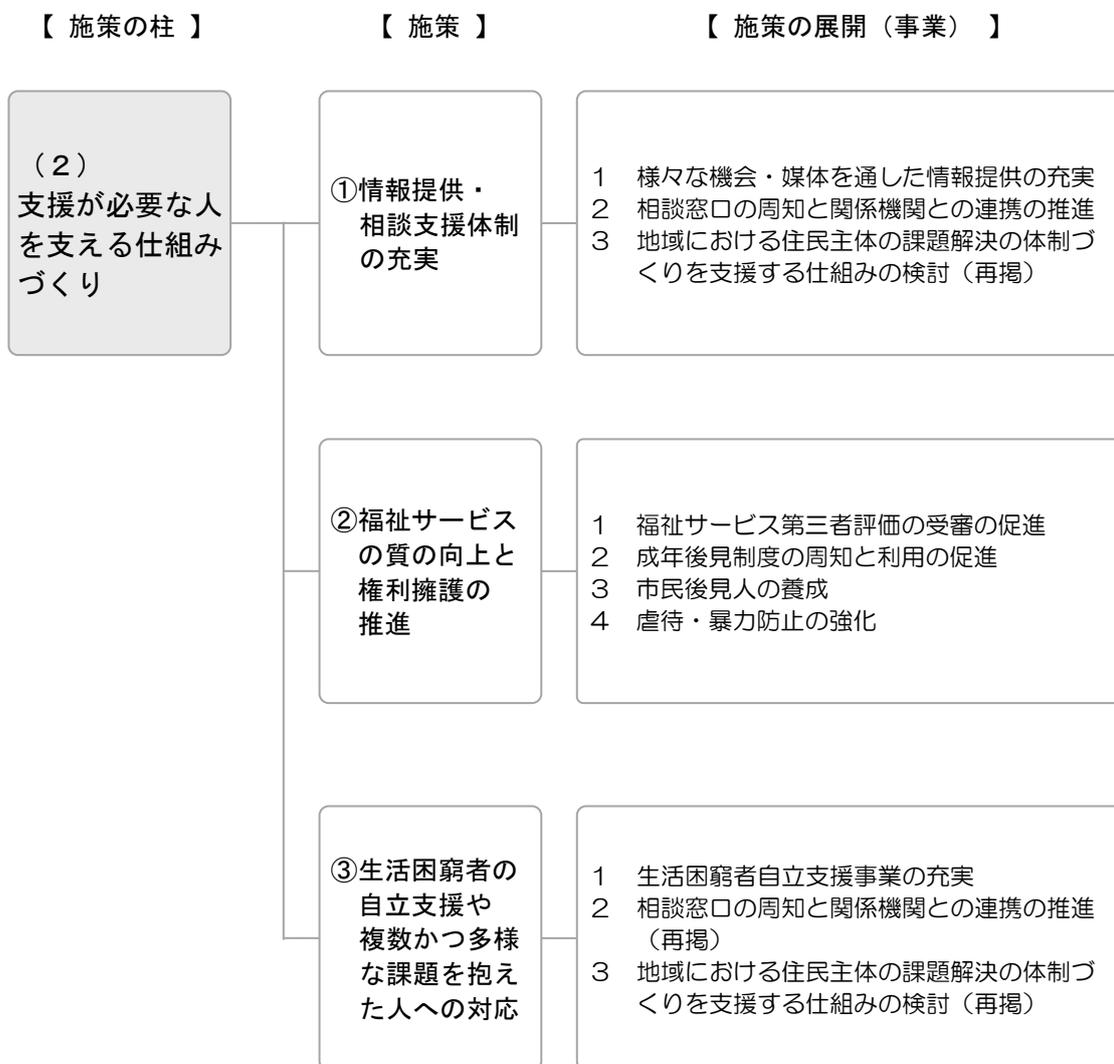
【 施策の柱 】

【 施策 】



地域共生社会の考え方に基づいた4本の施策の柱に沿って、施策を展開します。

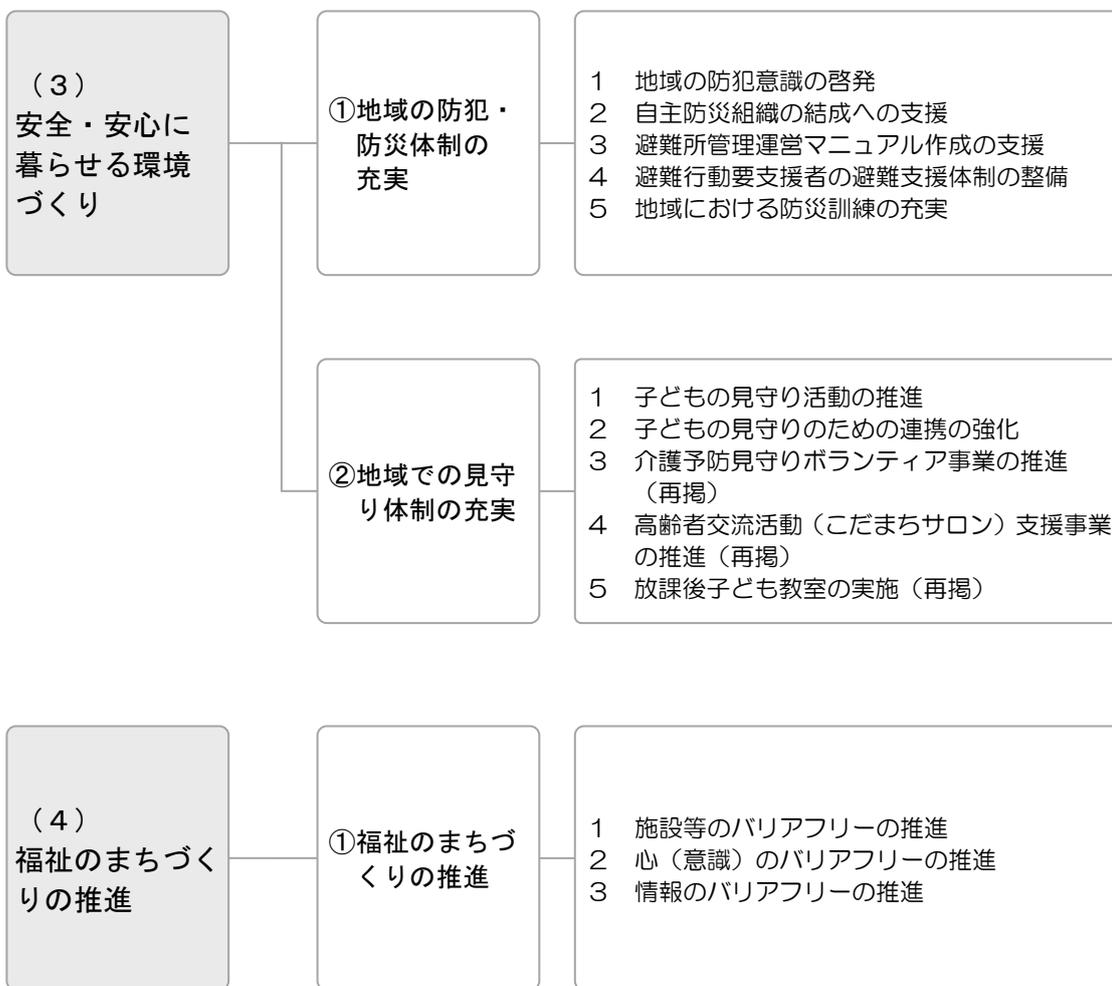




【 施策の柱 】

【 施策 】

【 施策の展開（事業） 】



2 施策の取組

(1) お互いに支えあう地域づくり ● ● ● ● ● ● ● ●

高齢化や核家族化、共働き世代の増加等、地域を取り巻く社会環境の変化の中で、だれもがいきいきと安心して暮らすためには、地域住民や地域の多様な主体が、地域生活課題を自らの問題として受け止め、助けあい、支えあう中で解決を図り、生活する、活動するという意識をもち、実践していくことが重要になります。

日ごろから、あいさつ等によりお互いに関わりあうことが、支えあうことにつながります。

一方で、地域生活課題を解決していくためには、高齢化の進行もあり、地域活動やボランティア活動等において、新たな担い手を確保・育成していくことも必要です。

また、だれもが生き生きと自分らしく生活していくためには、増加しつつある高齢者や障がいのある人等が、担い手として参加し、生きがいを感じるような取組が求められています。

① 地域での交流支援（顔の見える関係づくり）

地域におけるふれあい、関わりあいの第一歩として、あいさつや声かけを行います。また、様々な世代が交流できるきっかけづくりを進め、お互いの“顔の見える関係”を通して、助けあい、支えあう意識を育て、地域活動に参加しやすい環境をつくりま

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・ 市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、関わりあいます。
- ・ 近所の人と日ごろからあいさつを交わし、ちょっとした声かけを心がけます。
- ・ 地域とのつながりやつきあいの機会が多い人のほうが、健康状態が良い傾向にあることを知り、地域での集まりや世代間交流等の機会に、積極的に参加します。
- ・ 行事やイベントのときには、隣近所で声をかけあう等、お互いが参加しやすい雰囲気をつくりま

【 地域の役割 】

- ・ 行事やイベントの開催を通じて、地域の親睦を図り、また活動や業務への理解を求めます。
- ・ 人と人とのつながりを保つ中で、地域活動やボランティア活動等への協力を求めます。
- ・ 一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者を対象とした「ほのぼのひろば」等の取組のほか、社会福祉協議会や小平市民活動支援センター等の支援を受け、地域生活課題の解決に向けた自主的な取組を進めます。

【 行政の役割 】

- ・ 地域における多世代交流の取組等の支援に努めます。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	高齢者交流室の運営	レクリエーションや小学生との世代間交流等を地域住民の参加を得ながら行い、高齢者の生きがいの充実と介護予防を図ります。	高齢者支援課
2	高齢者交流活動（こだまちサロン）支援事業の推進	高齢者の外出の機会の創出等を図り、多世代交流も含めた地域社会の支えあいの構築を目的に、高齢者を主体とした自発的な交流活動を支援します。	高齢者支援課
3	放課後子ども教室の実施	地域のボランティアの力により、各小学校区において、子どもたちの放課後等の安全・安心な居場所として、学びや体験、世代間交流等の場を提供します。	地域学習支援課
4	コミュニティサロン活動・居場所づくりへの支援	だれもが気軽に集まり、交流を持てる場づくりについて、市民の自主的な取組を尊重しながら、地域の実情に応じた支援を進めます。また、地域センターや公民館等の既存施設の有効活用等を研究します。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課 高齢者支援課 公民館 社会福祉協議会

② 地域福祉の担い手の確保・育成

地域には、民生委員児童委員や自治会、高齢クラブ、市民活動団体、PTA、ボランティア、事業所等、様々な活動主体（担い手）が存在しますが、ニーズの複雑化・多様化が進む一方で、現場を支える人材の確保が難しくなっています。

地域において困りごと等を抱えた人の支援を行うために、新たに活動できる人材の確保とともに、様々な地域生活課題に対応できるよう、人材の育成に努めます。

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・地域で行われる様々な行事やイベントに、積極的に参加・協力します。
- ・一人ひとりが日常生活において、身近な地域での出来事に関心を持つよう心掛けます。
- ・自治会や青少年対策地区委員会等の活動に参加します。
- ・こだいらボランティアセンターや小平市民活動支援センター等を通して、市民活動やボランティア活動について知り、参加します。
- ・地域の人材育成等の学習の機会を利用して、介護予防や認知症等の知識や技術の習得に努め、地域に貢献します。
- ・「隣家の電気がついている、いない」を見守る等、自らできることから、地域の生活課題を把握し、解決に向けて取り組みます。

【 地域の役割 】

- ・事業者や市民活動団体等は、活動の拠点である地域に関心を持ちます。
- ・市民の地域活動への参加機会を提供します。
- ・事業者や市民活動団体等は、質の高いサービスを提供できる知識と技能、モラルを持った福祉人材の確保・育成に努めます。
- ・市民への積極的な情報発信とともに、地域における団体や行政との連携に努めます。
- ・事業者や市民活動団体等は、地域の人材育成等の学習の機会へ、情報や人材、場の提供等により、積極的に協力します。
- ・地域全体で、「隣家の電気がついている、いない」を見守る等、自らできることから、地域の生活課題を把握し、解決に向けて取り組みます。

【 行政の役割 】

- ・地域福祉を担う人材の確保・育成に、社会福祉協議会等と連携して取り組みます。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	地域に関する意識の啓発	市報や市ホームページ等を通じた地域の行事の紹介等により、市民、事業者及び市民活動団体等へ、生活・活動の拠点である地域に愛着を持ち、関わってもらえるよう、働きかけます。	秘書広報課 市民協働・男女参画推進課 産業振興課 公民館
2	若年層や勤労世代等によるボランティア・市民活動の推進	市民が地域に関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするための、ボランティアや市民活動団体等の紹介や、行事、各種講座等を開催します。	市民協働・男女参画推進課 公民館 社会福祉協議会
3	介護予防見守りボランティア事業の推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう支援するとともに、見守りボランティアとして活動する高齢者の介護予防を推進します。	高齢者支援課
4	介護予防リーダー養成事業の推進	歩いて行ける距離で地域の仲間と介護予防ができるよう、地域の介護予防活動のリーダーとなる人材を養成します。	高齢者支援課
5	認知症支援リーダー養成事業の推進	認知症についてより深く学び、地域の幅広い場面で認知症の人とその家族を支える住民を養成します。	高齢者支援課
6	介護予防ボランティアポイント事業の推進	高齢者の介護予防に資するボランティア活動実績を、介護予防ボランティアポイントとして評価することにより、介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が地域に貢献できる取組を推進します。	高齢者支援課
7	民生委員児童委員への支援	地域と関係機関をつなぐ民生委員児童委員の活動内容を周知するとともに、活動しやすい環境づくりに努めます。	生活支援課
8	自治会への支援	自治会の取組事例の紹介等により、会員の高齢化等の課題を持つ自治会が活動しやすいよう支援します。	市民協働・男女参画推進課

No.	事業項目	概要	担当
9	ボランティアや市民活動団体等への支援	社会福祉協議会・公民館等との連携や、小平市民活動支援センターの運営を通して、ボランティアや市民活動団体等への地域情報の提供や相談、情報の共有や連携に向けた交流の場の提供等の支援を行います。	市民協働・男女参画推進課 公民館 社会福祉協議会
10	事業者や社会福祉法人等への支援	市内の事業者や社会福祉法人等による地域活動への取組を支援します。	産業振興課 社会福祉協議会
11	こだいらボランティアセンターや小平市民活動支援センターの支援・運営	ボランティアや市民活動団体等を支援する中間支援組織の機能強化を図ります。	生活支援課 市民協働・男女参画推進課
12	地域の大学との連携	小平市大学連携協議会（こだいらブルーベリーリーグ）を中心とした連携を通して、学生の若い力やアイデアを活かした地域づくりを推進します。	市民協働・男女参画推進課
13	地域連携のための会議等の開催	自治会、商店会、青少年対策地区委員会等の地域活動を行っている団体や、学校、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関が連携した会議等の開催により、それぞれの地域の課題の解決に向けた取組を行います。	市民協働・男女参画推進課
14	生活支援体制整備の推進	生活支援コーディネーターと協議会により、多様な地域の関係者や住民と連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる生活支援体制の整備を推進します。	高齢者支援課
15	地域における住民主体の課題解決の体制づくりを支援する仕組みの検討	地域共生社会の実現に向けた国の制度改正等の動向を注視しながら、住民の身近な地域で、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができるよう支援する仕組みについて、検討します。	生活支援課 関係各課 社会福祉協議会

③ 地域における社会参加と生きがいづくり

高齢者や障がいのある人、子ども等、だれもが地域において学習・余暇活動や就労の場、交流の機会等を持ち、自分らしく活躍することで、生きがいを感じることができるよう支援します。

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・ 地域とのつながりやつきあいの機会が多い人のほうが、健康状態が良い傾向にあることを知り、地域活動へ参加します。
- ・ 高齢者や障がいのある人、子ども等、だれもが気軽に地域の各種活動に参加し、知りあい、仲間となる中で、お互いの個性を尊重し支えあいます。
- ・ シルバー人材センターを積極的に活用します。

【 地域の役割 】

- ・ 身近な地域活動団体である自治会等の、組織の活性化に取り組みます。
- ・ 市民活動団体は、各種活動に参加しやすいように、団体の魅力を PR します。
- ・ 地域活動や行事・イベント等の開催にあたっては、だれもが参加しやすいよう努めます。
- ・ 行政と協働して、地域に生きがいを感じることができる場をつくります。

【 行政の役割 】

- ・ それぞれが役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる多様な場づくりを支援します。
- ・ 社会参加や生きがいづくりを支援し、元気で、豊かな知識と経験を持っている高齢者の活躍の場を提供します。

＜ 事業 ＞

No.	事業項目	概要	担当
1	高齢クラブへの支援	高齢者が健康で豊かな生活を送るために、地域ごとに自主的に組織されている高齢クラブへ助成し、加入促進に努めます。	高齢者支援課
2	シニア講座の開設 (シルバー大学)	高齢者一人ひとりが、より豊かで充実した生活を営む上で必要な仲間づくり、生涯学習の推進に向けた機会の提供等を目的として、公民館においてシニア講座(中央公民館はシルバー大学)を開設します。	公民館
3	障がいのある人の 生涯学習の場の充実	学校教育を修了した障がい児・者に生涯学習の場を提供し、生活の充実を図ります。また、けやき青年教室により、軽度の知的障がいのある青年を対象に、レクリエーション等の活動を通して様々な人との交流や仲間づくりのできる場を提供します。	障がい者支援課 公民館
4	シルバー人材センターの運営補助	就業を通じた高齢者の生きがいの充実と、社会参加を促進するため、シルバー人材センターへ助成するとともに、事業の周知と会員数の増により、高齢者の就業機会の確保を図ります。	高齢者支援課
5	障がいのある人の 就労支援と就労相談等の充実	働くことを希望する障がいのある人に、職業訓練の機会を提供し、適切な職業能力を身につけられるように支援します。また、就労相談や就労支援の充実により、障がいのある人の一般就労を促進します。	障がい者支援課
6	コミュニティサロン活動・居場所づくりへの支援 (72 ページ再掲)	だれもが気軽に集まり、交流を持てる場づくりについて、市民の自主的な取組を尊重しながら、地域の実情に応じた支援を進めます。また、地域センターや公民館等の既存施設の有効活用等を研究します。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課 高齢者支援課 公民館 社会福祉協議会

(2) 支援が必要な人を支える仕組みづくり ●●●●●●●

わかりやすく、だれもが必要な福祉サービス等の情報を入手しやすい、情報の提供に努めるとともに、地域では解決できない課題に対しては、相談がしやすく適切な支援につながる体制を整備します。

また、提供される福祉サービスの質を確保し向上させるとともに、支援を必要としている人の権利擁護や虐待・暴力の防止の強化等に取り組みます。

近年、増加しつつある、生活困窮に至るリスクの高い層の支援に努め、地域においては、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができるよう支援する仕組みについて、検討します。

① 情報提供・相談支援体制の充実

必要な人が必要な市の福祉サービスや取組等の情報を、様々な機会や媒体を通して、入手しやすいよう努めるとともに、相談窓口の周知と、関係機関とのより一層の連携により、悩みごと等に対する適切な支援が受けられる体制を整備します。

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・ 日ごろから、各種相談窓口を確認しておきます。
- ・ 不安や悩みは一人で抱えずに、隣近所や身近な相談窓口にご相談します。
- ・ 情報を受け取ることが難しい人へ情報が伝わるよう、本人の意向を尊重し支援を行います。
- ・ 災害時や地域での見守りにあたり、必要な支援が受けられるよう、行政や地域の自治会等に対し、自らの情報を発信するよう努めます。

【 地域の役割 】

- ・ 情報を受け取ることが難しい人へ情報が伝わるよう、本人の意向を尊重し支援を行います。
- ・ 支援が必要な人を関係機関につなげます。

【 行政の役割 】

- ・様々な心身の状況や生活状態にある人が、必要な情報を容易に入手できるように、情報提供手段の多様化に努めます。
- ・様々な地域生活課題のある市民とその属する世帯に対して、各分野の相談支援体制と連動して対応します。
- ・包括的・総合的な相談支援体制の構築をめざして、各分野の相談体制の充実を図ります。また、妊娠期から子育て期までの様々なニーズを把握し、総合的に情報提供や相談を行うことができる機能の整備や、発達支援相談拠点の設置等について、検討します。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	様々な機会・媒体を通じた情報提供の充実	市民へ様々な機会や媒体を通して、福祉サービスや市の取組等の情報を提供していきます。その際には、わかりやすく、だれもが必要な情報を容易に入手できるよう努めます。	秘書広報課 障がい者支援課 関係各課
2	相談窓口の周知と関係機関との連携の推進	各種相談窓口の周知と充実を図ります。また、相談者本人のみならず、相談者が属する世帯が抱える、様々な課題を把握し、関係機関とのより一層の連携により、適切な支援につなげます。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課 保育課 生活支援課 高齢者支援課 障がい者支援課 健康推進課 社会福祉協議会
3	地域における住民主体の課題解決の体制づくりを支援する仕組みの検討(75 ページ再掲)	地域共生社会の実現に向けた国の制度改正等の動向を注視しながら、住民の身近な地域で、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができるよう支援する仕組みについて、検討します。	生活支援課 関係各課 社会福祉協議会

② 福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

福祉サービスの利用者が自身に最も適切なサービスを選択し、組み合わせて利用できるよう、情報提供や相談支援を行うとともに、事業者によるサービスの質の確保や向上に努めます。

また、自ら判断してサービスの選択や契約をすることが困難な認知症高齢者や障がいのある人等が、必要なサービスを適切に利用し、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等の権利を擁護する仕組みの周知と利用の促進等に取り組みます。

高齢者や障がいのある人、子ども、配偶者等に対する虐待や暴力を防ぐために、関係機関や地域住民との連携・協力によって、早期発見・防止に向けて取り組みます。

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・福祉サービスの利用における疑問は、事業者十分に聴き、納得した上でサービスを利用します。
- ・福祉サービスの利用等について、わからないことは、市や社会福祉協議会等に相談します。
- ・市民一人ひとりが地域活動を通じて、福祉サービスを必要とする人の把握に努めます。
- ・認知症高齢者等、判断能力の低下に伴う支援が必要な人への理解を深めます。
- ・認知症高齢者等が増加する中、親族や弁護士等の専門職以外に、講習等を受けて社会貢献的な精神で後見業務を行う市民後見人について学びます。
- ・虐待や暴力の可能性がある場合等は、関係機関に知らせます。

【 地域の役割 】

- ・福祉サービス提供事業者は、福祉サービス第三者評価の受審により、利用者等へ情報の提供を進めます。
- ・福祉サービス提供事業者は、苦情や相談をサービスの改善につなげます。
- ・福祉サービス提供事業者は、利用者の人権を尊重するよう、権利擁護の立場から取り組みます。
- ・社会福祉協議会をはじめとする保健や医療、福祉、司法の関係機関は、市とともに連携して、地域における権利擁護支援に取り組みます。
- ・地域で虐待や暴力の可能性がある場合等は、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応します。

【 行政の役割 】

- ・社会福祉協議会をはじめとする保健や医療、福祉、司法の関係機関と連携して、地域における権利擁護支援を進めます。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	福祉サービス第三者評価の受審の促進	事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審に係る費用を補助することにより、福祉サービスの質の向上とともに、利用者のサービスの選択及び事業の透明性の確保に寄与します。また、市立保育園については、定期的に第三者評価を受審します。	保育課 生活支援課 障がい者支援課
2	成年後見制度の周知と利用の促進	判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がいのある人等の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用を支援する地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や、成年後見制度について、地域で連携して、当事者、家族、関係機関への周知と利用の促進等を行います。	生活支援課 高齢者支援課 障がい者支援課 社会福祉協議会
3	市民後見人の養成	成年後見制度を必要とするだれもが、地域の中で適切な支援を受けることができるよう、親族や弁護士等の専門職以外に、講習等を受けて社会貢献的な精神で、後見業務を行う市民後見人を養成します。	生活支援課 社会福祉協議会
4	虐待・暴力防止の強化	高齢者や障がいのある人、子ども、配偶者等に対する虐待・暴力を防止するため、関係機関との連携を強化します。また、地域住民による見守り体制の充実に向けて、虐待・暴力の早期発見、防止のための普及啓発等を行います。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課 高齢者支援課 障がい者支援課

③ 生活困窮者の自立支援や複数かつ多様な課題を抱えた人への対応

社会経済状況の変化に伴い、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加する中で、平成 27（2015）年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。経済的な困窮だけでなく、生活習慣をはじめ、家庭や人間関係、健康状況の問題等の、様々な課題を抱える生活困窮者や、支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない人等を、早期に把握し、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じた支援につなげます。

また、地域において、様々な経験や知識、技能等を持つ市民や市民活動団体、事業者が、複雑化・多様化した地域生活課題を把握し、関係機関との連携等により、知恵を出しあい、補いあって解決を試みることを支援できるよう、検討します。

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・自らや家族等で解決できない困りごと等について、地域や行政の相談窓口にご相談します。
- ・身近に困っている人がいたら助けあい、解決に困難を伴うときは関係機関につなぎます。

【 地域の役割 】

- ・市のなるほど出前講座「デリバリーこだいら」等を活用し、各種制度への理解を深めます。
- ・民生委員児童委員の訪問活動等を通じて、支援を必要とする人の把握に努めます。
- ・市民に身近な地域で助けあうことで解決できるような支援を検討します。

【 行政の役割 】

- ・生活保護制度をセーフティーネットとしながら、生活保護に至る前の段階の自立を後押しする体制を充実を図ります。
- ・市民や地域では解決できない課題に対し、福祉のみならず、多機関・多分野に渡る関係機関と連携して、支援します。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	生活困窮者自立支援事業の充実	生活困窮者自立支援制度に沿って、様々な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業等により、個々の状況に応じた包括的な支援を実施し、生活困窮者の自立の推進を図ります。	生活支援課
2	相談窓口の周知と関係機関との連携の推進 (79 ページ再掲)	各種相談窓口の周知と充実を図ります。また、相談者本人のみならず、相談者が属する世帯が抱える、様々な課題を把握し、関係機関とのより一層の連携により、適切な支援につなげます。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課 保育課 生活支援課 高齢者支援課 障がい者支援課 健康推進課 社会福祉協議会
3	地域における住民主体の課題解決の体制づくりを支援する仕組みの検討 (75 ページ再掲)	地域共生社会の実現に向けた国の制度改正等の動向を注視しながら、住民の身近な地域で、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができるよう支援する仕組みについて、検討します。	生活支援課 関係各課 社会福祉協議会

(3) 安全・安心に暮らせる環境づくり ●●●●●●●●

地域で安全に、安心して暮らすために、地域における防犯・防災体制の充実に努めるとともに、子どもの登下校時の見守りや、一人暮らし高齢者、認知症高齢者等が孤立することのないよう、地域での見守り体制を充実させます。

① 地域の防犯・防災体制の充実

市民が、住み慣れた地域社会の中で、安全で安心のできる生活が送れるよう、警察・消防等関係機関も含め、地域との連携による防犯・防災体制の充実を図ります。

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・自らや家族が振り込め詐欺や空き巣被害等にあわないよう、日ごろから注意し互いに意識して声を掛けあいます。
- ・地域住民による自主的に結成された防犯組織である自主防犯組織に参加する等して、地域の安全に取り組みます。
- ・日ごろから、避難場所や避難経路の確認や、非常用持ち出し袋等の準備をします。
- ・自主防災組織の活動への協力や、地域の防災訓練へ参加します。
- ・日ごろから、あいさつを交わす等により、お互いの状況を理解し、災害時に声をかけられるようにします。
- ・支援が必要な人も、日ごろから、地域との関係づくりに取り組みます。

【 地域の役割 】

- ・自主防犯組織や事業者等により、パトロール等の防犯活動を実施します。
- ・自主防災組織をつくり、防災に関する知識や技能の取得、資器材、食糧等の備蓄を進めます。
- ・高齢者や障がいのある人、子ども等、災害時や緊急時に支援が必要な要配慮者について把握しておき、地域における支援体制を整備します。
- ・避難所管理運営マニュアルを作成する中で、避難所での要配慮者への対応についても検討します。

【 行政の役割 】

- ・防犯パトロールを実施します。
- ・災害に備え、要配慮者の特性に応じた備蓄や避難所における支援等の体制整備に努めます。
- ・啓発により、地域で助けあう共助の意識の向上を図ります。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	地域の防犯意識の啓発	振り込め詐欺や空き巣被害等に対する被害防止の啓発活動の推進や、地域の自主的な防犯活動を支援します。	地域安全課
2	自主防災組織の結成への支援	各世帯の災害への備えの啓発とともに、地域住民が自主的な防災活動を行う組織である自主防災組織の結成に向けて、支援します。	防災危機管理課
3	避難所管理運営マニュアル作成の支援	災害時の避難所における諸課題に迅速に対応し、円滑に運営していくために、自治会、民生委員児童委員、PTA等の協力のもと、避難所運営協議会を設置し、避難所となる小・中学校ごとに、避難所管理運営マニュアルを作成できるよう支援します。	防災危機管理課
4	避難行動要支援者の避難支援体制の整備	災害時に自力で避難することが困難な人について、避難行動要支援者登録名簿を作成するとともに、制度の周知により、名簿登録者数を増やします。また、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会等関係機関と避難行動要支援者登録名簿の提供等により連携を図り、地域における避難行動要支援者の避難支援体制を整備します。	生活支援課
5	地域における防災訓練の充実	地域住民の協力を得て、要配慮者が避難所へ避難する訓練を実施する等、防災訓練の充実を図ります。	防災危機管理課 社会福祉協議会

② 地域での見守り体制の充実

核家族化が進む中、家庭内での見守り・支えあい機能等の低下により、孤立死、虐待、ひきこもり、老老介護等が社会問題になっています。

子どもや一人暮らし高齢者、認知症の人等が、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、市民、地域、市の連携のもと、地域での見守り体制の充実に努めます。

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・子どもや高齢者等へのあいさつを積極的に行います。
- ・見守りの必要な世帯に気を配り、回覧板を回すとき等日常生活の中で声をかけます。
- ・普段の生活の中で気にかかることがあれば、隣近所で相談し、緊急の場合には、すみやかに市等の関係機関に連絡します。

【 地域の役割 】

- ・保護者や地域の協力者により、小学校の通学路における登下校時の見守りを行います。
- ・一人暮らし高齢者等、特に見守りが必要な人の把握に努めます。
- ・事業者、市民活動団体等は、それぞれの業務・立場に応じ専門性・特性を発揮して、市と連携し、地域での見守りを行います。

【 行政の役割 】

- ・地域で見守る意識の大切さを啓発します。
- ・見守りの担い手となる人材の確保・育成に努めます。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	子どもの見守り活動の推進	子どもの緊急避難場所となる「こども110番のいえ」制度への協力を要請します。	地域安全課
2	子どもの見守りのための連携の強化	子どもの見守りのため、関係機関による連携を強化します。	子育て支援課 生活支援課
3	介護予防見守りボランティア事業の推進 (74 ページ再掲)	基幹型地域包括支援センターと市内4つの地域包括支援センターにコーディネーターを配置し、研修・交流会等により、介護予防見守りボランティアによるさりげない見守り体制を構築します。	高齢者支援課
4	高齢者見守り協定	民間事業者等と高齢者等の見守りに関する協定を締結し、高齢者が安心して生活できるよう支援します。	高齢者支援課
5	見守りネットワークの充実	一人暮らし高齢者や認知症の疑いのある人等への見守りの充実を図るため、地域で見守り活動をしている人や関係機関等による、情報の共有と連携を図ります。	高齢者支援課
6	高齢者交流活動 (こだまちサロン) 支援事業の推進 (72 ページ再掲)	高齢者の外出の機会の創出等を図り、多世代交流も含めた地域社会の支えあいの構築を目的に、高齢者を主体とした自発的な交流活動を支援します。	高齢者支援課
7	放課後子ども教室の実施 (72 ページ再掲)	地域のボランティアの力により、各小学校校区において、子どもたちの放課後等の安全・安心な居場所として、学びや体験、世代間交流等の場を提供します。	地域学習支援課

(4) 福祉のまちづくりの推進 ● ● ● ● ● ● ●

建築物や道路、公園等の物理的なハード面と、適切な配慮等を行う意識の啓発や、多様な手段による情報提供の充実等のソフト面の両面にわたる整備を行うことにより、ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを推進します。

① 福祉のまちづくりの推進

お互いを尊重しあいながら、共に暮らしていくまちの実現に向けて、だれもが利用しやすいよう、施設等の整備やサービス提供等に配慮します。

また、高齢者や障がいのある人、乳幼児を連れた人等の当事者による意見を踏まえたやさしいまちづくりを進めます。

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・施設等について気づいた点を発信するとともに、高齢者や障がいのある人、乳幼児を連れた人等への理解を深め、適切な配慮や対応ができるようにします。

【 地域の役割 】

- ・事業者は、生活者・利用者の視点に立った施設整備を行い、また市民活動団体等は、気づいた点について発信をします。

【 行政の役割 】

- ・生活者・利用者の視点に立った施設整備や情報の提供をするとともに、適切な配慮等を行う意識の啓発を行います。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	施設等のバリアフリーの推進	利用者・生活者の視点に立ち、多くの市民が利用する建築物、道路、公園等について、だれもが利用しやすいよう、バリアフリーを推進します。また、安心して快適に暮らせる住宅のバリアフリーの推進や、外出が困難な人等の地域における円滑な移動を支援します。	「第三期福祉のまちづくり推進計画」を参照。
2	心（意識）のバリアフリーの推進	地域には、高齢者、障がいのある人、子ども、妊産婦、外国人等、多様な人々が生活していることへの理解に向けた普及啓発の充実により、だれもが暮らしやすく、思いやりのあるまちづくりを推進します。	
3	情報のバリアフリーの推進	必要な情報を容易に入手できる環境の整備に努めます。また、避難等の移動や被災後の支援のため、災害時に必要な情報が入手できるようにします。	

第4章 第三期福祉のまちづくり推進計画

第4章

第三期福祉のまちづくり推進計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念 ●●●●●●●●

だれもが暮らしやすく 思いやりのあるまち こだいら

これまで、小平市では、小平市福祉のまちづくり条例に基づき、平成19(2007)年8月に策定された小平市第二期福祉のまちづくり推進計画のもと、『だれもが住みよいまち“こだいら”』の実現をめざしてきました。

平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の策定や、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行等、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支えあい、だれもが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指した取組が進められています。

小平市においても、『だれもが暮らしやすく 思いやりのあるまち こだいら』を計画の基本理念として掲げ、建築物や道路、公園等の物理的なハード面と、適切な配慮等を行う意識の啓発や、多様な手段による情報提供の充実等のソフト面との両面にわたる整備を行うことにより、ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを、引き続き推進します。

(2) 基本目標 ● ● ● ● ● ● ● ●

計画の基本理念『だれもが暮らしやすく 思いやりのあるまち こだいら』の実現に向け、施策の共通した目標として、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標 1 だれもがお互いを尊重しあいながら、共に暮らしていくまちづくり

障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、だれもがお互いの尊厳を大切に、助けあい、共に暮らしていくまちを目指します。

基本目標 2 ユニバーサルデザインの推進

お互いを尊重しあいながら、共に暮らしていくまちの実現に向けて、だれもが利用しやすいよう、施設等の整備やサービス提供等に配慮します。

これにより、高齢者や障がいのある人等の社会参加の機会を増やし、地域の交流を育み、つながりのある地域の形成を促進します。

基本目標 3 当事者も含めた市民の参加や協働の推進

高齢者や障がいのある人、乳幼児を連れた人等の当事者による意見を踏まえたやさしいまちづくりは、だれにとってもやさしいまちとなります。

福祉のまちづくりに関する施策の検討等に当たっては、当事者も含めた市民による参加や協働を推進します。

- ・市民の役割：市民一人ひとりの取組の方向性を示しています。
- ・地域の役割：民生委員児童委員や自治会、市民活動団体、ボランティア、事業所等、地域における様々な活動主体（担い手）による取組の方向性を示しています。
- ・行政の役割：小平市の取組の方向性を示しています。

(3) 施策の体系 ● ● ● ● ● ● ● ●

基本理念、基本目標を達成するために、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた下記の3本の施策の柱に沿って、福祉のまちづくりに関する施策を総合的・体系的に推進します。

【 基本理念 】

だれもが暮らしやすく
思いやりのあるまち
こだいら

【 基本目標 】

基本目標 1

だれもがお互いを尊重しあいながら、
共に暮らしていくまちづくり

基本目標 2

ユニバーサルデザインの推進

基本目標 3

当事者も含めた市民の参加や協働の推進

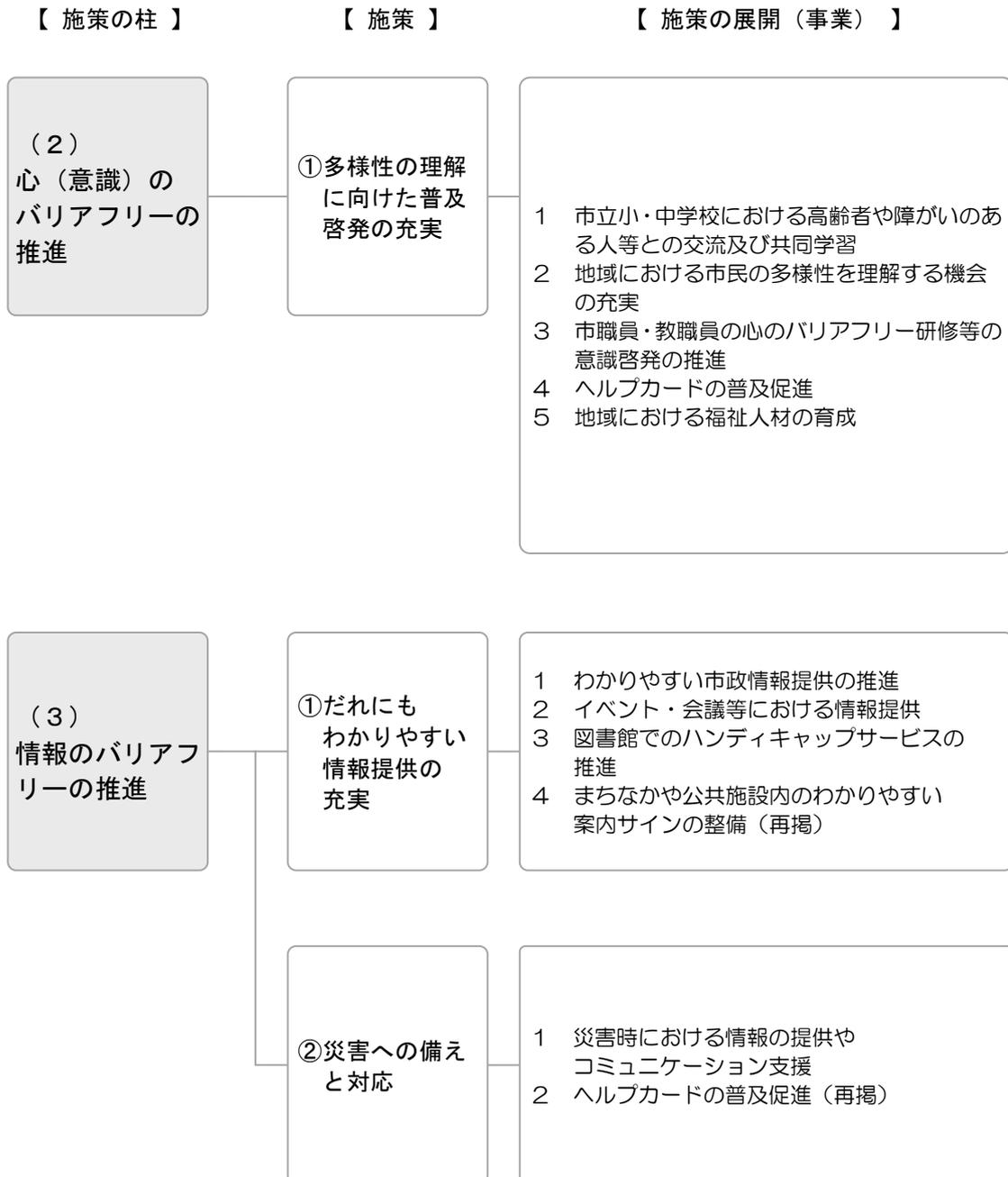
【 施策の柱 】

【 施策 】



ユニバーサルデザインの考え方に基づいた3本の施策の柱に沿って、施策を展開します。





2 施策の取組

(1) 施設等のバリアフリーの推進 ● ● ● ● ● ● ● ●

利用者・生活者の視点に立ち、多くの市民が利用する建築物、道路、公園等について、だれもが利用しやすいよう、バリアフリーを推進します。また、安心して快適に暮らせる住宅のバリアフリーの推進や、外出が困難な人等の地域における円滑な移動を支援します。

① 建築物におけるバリアフリーの推進

公共施設、民間施設、店舗のバリアフリーの推進により、だれもが地域で快適に暮らすことができる生活環境の整備を進めます。

○ 各主体に期待される役割

【市民の役割】

- ・利用者の立場から、ユニバーサルデザインの理念に基づき気付いた点について、発信します。

【地域の役割】

- ・民間施設について、生活に身近な店舗や診療所等の小規模な建築物も含めて、小平市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に基づき整備します。
- ・利用者の視点に立ち、だれもが利用しやすい施設や設備の整備を進めます。
- ・多機能なだれでもトイレは、施設の用途や利用状況等を考慮し、個別の機能を必要とする人が同時に利用できるよう、車椅子利用者用トイレ、オストメイト用汚物流し等を備えたトイレ、ベビーチェア等を備えたトイレ等への分散配置に努めます。

【行政の役割】

- ・高齢者や子ども等が使いやすいよう、施設の利用状況等に応じてトイレの洋式化を検討します。
- ・多機能なだれでもトイレは、施設の用途や利用状況等を考慮し、個別の機能を必要とする人が同時に利用できるよう、車椅子利用者用トイレ、オストメイト用汚物流し等を備えたトイレ、ベビーチェア等を備えたトイレ等への分散配置に努めます。
- ・民間施設の整備については、生活に身近な店舗や診療所等の小規模な建築物も含めて、小平市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に基づき、指導・助言を行います。
- ・多くの人が利用する身近な店舗のバリアフリー化に向けた啓発を行います。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	公共施設（建物）のバリアフリーの推進	市の公共施設（建物）の新設及び改修にあたり、だれでもトイレ、おむつ交換台、エレベーター等をはじめ、だれもが利用しやすいよう、整備を進めます。	総務課 生活支援課 障がい者支援課 都市計画課 施設整備課

② 道路、公園等におけるバリアフリーの推進

建築物のほか、道路、公園等においても、バリアフリーの推進により、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めます。

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・ 自転車駐車場（駐輪場）を活用します。
- ・ 自転車は自転車駐車場（駐輪場）に止め、原則車道を走る等、交通マナーを守ります。
- ・ 路上に駐輪をする際には、点字ブロック上に駐輪しないようにします。

【 地域の役割 】

- ・ 安全で快適な通行空間の確保のため、道路上に、立て看板や商品その他の物品を置かないようにします。

【 行政の役割 】

- ・ 道路の防災性の向上や、通行空間の安全性の確保等から、道路の無電柱化について、検討を進めます。
- ・ 音響式信号機等のバリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の設置について、交通管理者（小平警察署）へ要望していきます。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	道路のバリアフリーの推進	UDブロックによる歩道と車道との段差解消をはじめ、歩道の勾配改良や劣化した道路舗装の補修等を推進することにより、だれもが、安全で安心して通行できる空間を確保します。	道路課
2	公園のバリアフリーの推進	公園の新設にあたり、ユニバーサルデザインの推進により、だれもが利用しやすい公園を目指します。また、既存公園については、改修にあわせて、出入り口や水飲み場等のバリアフリー等の整備に取り組みます。	水と緑と公園課
3	まちなかや公共施設内のわかりやすい案内サインの整備	まちなかや公共施設内の案内サインについては、様々な利用者の視点から、見えやすく、わかりやすいものへの整備に努めます。	総務課 産業振興課 生活支援課 障がい者支援課 都市計画課 施設整備課
4	自転車駐車場（駐輪場）の整備	鉄道事業者の協力や、民営自転車等駐車場を設置する制度の活用等により、駅周辺の自転車駐車場（駐輪場）の整備を促進します。	交通対策課
5	自転車等の適正駐車指導と、放置自転車の撤去等	自転車等放置禁止区域への自転車等の放置を防止し、また、放置された自転車等を撤去保管することにより、良好な生活環境を確保します。	交通対策課
6	自転車走行空間の整備推進	自転車走行の適正化にあたっては、交通管理者（小平警察署）と協議の上、自転車ナビマークの設置または自転車レーンの整備を進めます。	交通対策課
7	交通マナーの意識啓発	放置自転車や自転車の走行等については、自転車利用者への交通マナーの意識啓発により、利用者のマナー向上に取り組みます。	交通対策課 指導課
8	道路上の看板等の除去の推進	市の道路パトロールやボランティア等により、道路に設置されている看板等の違反広告物を取り除き、安全で快適な通行空間の確保に努めます。	道路課

③ 住宅におけるバリアフリーの推進

高齢者や障がいのある人等が住み慣れた家で安心して生活が続けられるように、住宅を改修する費用の一部を給付することにより、住まいのバリアフリーを推進します。

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・ 本人や家族は、心身の状況等を考慮しながら、ケアマネジャー等や市に、住宅改修の相談をします。

【 地域の役割 】

- ・ ケアマネジャー等は、本人や家族の相談に応じ、心身の状況等を考慮しながら、必要な住宅改修の手続きを進めます。

【 行政の役割 】

- ・ 住宅におけるバリアフリーを支援し、住みやすい居住環境の実現を促します。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	介護保険による住宅改修費用の給付	手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修が必要な介護保険の要介護者・要支援者に、自立を助けるのに必要とされる住宅改修費用の一部を給付します。	高齢者支援課
2	高齢者自立支援住宅改修費用の給付	介護保険の対象とならず、日常生活の動作が困難な高齢者に対し、転倒予防や動きやすさの確保、行動範囲の拡大等により、在宅での生活の質を確保することを目的に、手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修費用の一部を給付します。	高齢者支援課
3	障害者総合支援法による住宅設備改善費用の給付	重度障がいのある人等に、手すりの取付けや段差の解消等の住宅設備改善費用の一部を給付します。	障がい者支援課

④ 移動におけるバリアフリーの推進

地域生活や社会活動の中で必要な移動手段を確保することで、だれもが社会参加ができる環境の整備を進めます。

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・公共交通機関等の利用により、積極的に社会参加をします。

【 地域の役割 】

- ・事業者は市等との連携のもと、利用者の視点により、公共交通機関等のさらなる整備に努めます。

【 行政の役割 】

- ・鉄道事業者と、鉄道駅のバリアフリー化の充実に向け、必要な協議・調整を行います。
- ・タクシー事業者やバス事業者と、福祉車両やノンステップバスの充実に向け、必要な協議・調整を行います。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	福祉有償運送の推進	有償で移送サービスを行うNPO法人等に、必要な指導、助言を行い、高齢者や障がいのある人等の外出が困難な人の移動を支援します。	生活支援課
2	コミュニティバス・コミュニティタクシーの運行	高齢者や乳幼児を連れた人をはじめとした市民の交通利便性の向上を図るため、コミュニティバス・コミュニティタクシーによる地域内の移動について、地域住民を交えて検討します。	公共交通課

(2) 心（意識）のバリアフリーの推進 ●●●●●●●

地域には、高齢者、障がいのある人、子ども、妊産婦、外国人等、多様な人々が生活していることへの理解に向けた普及啓発の充実により、だれもが暮らしやすく、思いやりのあるまちづくりを推進します。

① 多様性の理解に向けた普及啓発の充実

高齢者や障がいのある人、乳幼児を連れた人等への理解を深め、人権尊重の観点からも、適切な配慮や対応ができるよう、取り組めます。

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・市が実施する講座を受講する等により、高齢者や認知症の人、障がいのある人等の特性の理解と接し方の理解に努めます。
- ・障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の目的と内容を理解し、それぞれの立場で自発的に取り組みます。
- ・だれでもトイレは、だれでも利用できるトイレですが、利用に当たっては優先される人がいるということを理解します。
- ・障害者等用駐車区画やおもいやり駐車区画は、必要な人のために空けておきます。
- ・まちなかで困っている様子の方がいた場合、「お困りですか?」「お手伝いしましょうか?」等と、積極的に声をかけるよう努めます。
- ・ヘルプカードやヘルプマーク、マタニティマークを活用します。
- ・目や耳、手足に障がいのある人の生活を手伝う身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の役割を理解します。

【 地域の役割 】

- ・事業者や市民活動団体等は、国による事業分野別の対応指針（ガイドライン）をもとに、障がいを理由とする不当な差別的取扱いをしないとともに、障がいのある人が直面する社会的障壁を取り除くため、本人の求めに応じて必要な合理的配慮を行うよう努めます。
- ・事業者は、社員・従業員等の意識と接遇等のスキルのより一層の向上に取り組むよう努めます。
- ・事業者は、社員・従業員等が働きやすい環境づくりに努めます。
- ・公共交通機関の利用や商業施設、病院等において、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の受け入れ義務があることを理解します。

【 行政の役割 】

- ・市の職員・教員は、窓口や指導において、必要かつ適切な対応ができるよう、さらに、心（意識）のバリアフリーについて認識を深めます。
- ・「小平市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」「小平市立学校等教職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」のもと、障がいを理由とする不当な差別的取扱いをしないとともに、障がいのある人が直面する社会的障壁を取り除くため、本人の求めに応じて必要な合理的配慮を行います。
- ・障がい者団体や社会福祉協議会等と連携して、多様性の理解に向けた普及啓発を進めます。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	市立小・中学校における高齢者や障がいのある人等との交流及び共同学習	お互いを思いやる心が育つよう、高齢者や障がいのある人等との交流や、福祉体験学習、障がい者スポーツ体験等の、市立小・中学校における福祉に関する学習の充実を図ります。	障がい者支援課 指導課
2	地域における市民の多様性を理解する機会の充実	市民への「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の周知や交流の機会の充実等により、高齢者や障がいのある人等には、どのようなことが必要かを学び、理解を深める意識啓発を行います。	文化スポーツ課 生活支援課 障がい者支援課 公民館 図書館
3	市職員・教職員の心のバリアフリー研修等の意識啓発の推進	市職員が高齢者や障がいのある人等の様々な人に対する適切な対応ができ、また教職員が「心のバリアフリー」の指導や対応ができるよう、研修等により意識啓発を行います。	職員課 保育課 障がい者支援課 指導課
4	ヘルプカードの普及促進	障がいのある人が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるために携帯するヘルプカードの周知を図ります。	障がい者支援課
5	地域における福祉人材の育成	社会状況やニーズに応じたテーマによる講座の実施により、地域で活動する団体等の人材育成を支援します。	生活支援課

(3) 情報のバリアフリーの推進 ● ● ● ● ● ● ●

情報のバリアフリーを進めることは、暮らしや生活の充実だけでなく、社会参加の促進にも繋がります。

必要な情報を容易に入手できる環境の整備に努めます。

また、避難等の移動や被災後の支援のため、災害時に必要な情報が入手できるようにします。

① だれにもわかりやすい情報提供の充実

だれもが必要な情報を容易に入手できるよう、情報提供手段の充実を図ります。

また、案内サインにより必要な情報をわかりやすく伝え、だれもが移動しやすい環境を整えます。

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・情報の受け手として、ユニバーサルデザインの理念に基づき気付いた点について、発信します。
- ・提供された情報を活用し、積極的に社会参加をします。

【 地域の役割 】

- ・情報の受け手として、ユニバーサルデザインの理念に基づき気付いた点について、発信します。

【 行政の役割 】

- ・使用するフォントやサイズを工夫することにより、見やすさに配慮します。
- ・難解な表現を言い換える等、外国人にとってもわかりやすい表現を目指します。
- ・市報や市ホームページ、印刷物等において、色の種類や組み合わせ等のカラーユニバーサルデザインに配慮します。
- ・パソコンの読み上げソフトに対応できるよう、テキストデータによる情報提供を基本とし、視覚障がいのある人への配慮に努めます。
- ・視覚障がいのある人のニーズ等に応じ、印刷物への音声コードの添付を検討します。
- ・市への申込みや問い合わせ等において、電話以外にもメールやファックス等、多様な方法で受付ができるよう努めます。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	わかりやすい 市政情報提供の 推進	市報や市議会だよりの音声版の提供、市ホームページの外国語翻訳等により、わかりやすく、だれもが必要な情報を入手しやすい印刷物の発行やホームページの作成を推進します。	議会事務局 秘書広報課 生活支援課 障がい者支援課 関係各課
2	イベント・会議 等における情報 提供	手話通訳者・要約筆記者の派遣や磁気ループの配置等により、障がい特性に応じた配慮に努め、イベントや会議等におけるわかりやすい情報の提供に努めます。	議会事務局 障がい者支援課 公民館 関係各課
3	図書館でのハン ディキャップサー ビスの推進	高齢者や障がいのある人等、活字による読書が困難な人への録音図書等の窓口貸出や、来館困難な人への宅配貸出サービス等のハンディキャップサービスを推進します。	図書館
4	まちなかや公共施 設内のわかりやす い案内サインの整 備 (103 ページ再掲)	まちなかや公共施設内の案内サインについては、様々な利用者の視点から、見えやすく、わかりやすいものへの整備に努めます。	総務課 産業振興課 生活支援課 障がい者支援課 都市計画課 施設整備課

② 災害への備えと対応

火災や地震等の災害時や緊急時に、障がいのある人等のニーズ等に配慮して、円滑なコミュニケーションがとれるよう、備えます。

○ 各主体に期待される役割

【 市民の役割 】

- ・ 高齢者や障がいのある人、子ども等、災害時や緊急時に支援が必要な要配慮者がいることを理解します。

【 地域の役割 】

- ・ 高齢者や障がいのある人、子ども等、災害時や緊急時に支援が必要な要配慮者について把握しておき、地域における支援体制を整備します。

【 行政の役割 】

- ・ 災害への備えと対応について、当事者やその家族と地域へ広く周知します。
- ・ 避難場所において、音声情報と文字情報の両方を提供します。

< 事業 >

No.	事業項目	概要	担当
1	災害時における情報の提供やコミュニケーション支援	防災情報の発信や、コミュニケーション支援ボード等の活用による円滑なコミュニケーションの推進に向けた検討を行います。	防災危機管理課 障がい者支援課
2	ヘルプカードの普及促進 (108 ページ再掲)	障がいのある人が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるために携帯するヘルプカードの周知を図ります。	障がい者支援課

第5章 計画の推進体制

第5章

計画の推進体制

1 計画の推進体制の整備

(1) 庁内体制の整備 ●●●●●●●●

地域課題の多様化への対応と、福祉のまちづくりの展開に向けて、本計画は様々な分野が関係することから、推進にあたっては、庁内関係部署との横断的な連携を強化し、全庁で取り組みます。

(2) 地域、国・東京都との連携 ●●●●●●●●

計画の推進には、市だけではなく、市民、地域（事業者、市民活動団体等）が協力しあい、それぞれの役割を果たす主体的な取組と相互の連携が欠かせません。

市民、民生委員児童委員、自治会、市民活動団体、事業者及び小平市社会福祉協議会等並びに国・東京都等の関係機関と、相互に連携・協働して、地域福祉及び福祉のまちづくりを推進します。

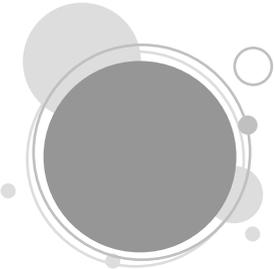
中でも、社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、様々な人、団体が参加し、地域福祉の推進を目的とした事業を行う団体として、明確に位置付けられています。福祉のまちづくりも含めて、社会福祉協議会と密接な連携のもと、取り組みます。

2 計画の進行管理

本計画は、各分野別計画における内容と連動しているため、進行管理は各分野別計画において行います。

本計画の計画期間は9年間ですが、福祉関係の制度改正等の国や東京都等の動向や、社会情勢の変化等に対応するため、計画の中間年である平成34(2022)年度に、これまでの取組を検証した上で、必要に応じて見直しや新たな取組の検討を行います。

資料編



資料編

- 1 小平市福祉のまちづくり条例
- 2 小平市福祉のまちづくり推進協議会委員名簿
- 3 小平市福祉のまちづくり推進協議会の検討経過
- 4 小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定調整会議設置要綱
- 5 小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定調整会議委員名簿
- 6 小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定調整会議の検討経過
- 7 市民懇談会・市民意見公募（パブリックコメント）
- 8 社会福祉法（抜粋）
- 9 用語解説